

第2期
せたな町子ども・子育て支援事業計画
《令和2年度～令和6年度》



令和2年3月
せたな町

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨.....	1
2. 計画の位置づけ.....	1
3. 関連計画との関係.....	2
4. 計画の期間.....	2
5. 計画の策定方法.....	3
第2章 子どもと子育てを取り巻く環境	4
1. 人口の動向.....	4
2. 産業・就労の状況.....	9
3. 子育て支援の状況.....	11
4. ニーズ調査からみた子どもを取り巻く環境.....	13
第3章 第1期計画の実施状況	18
1. 児童数の状況.....	18
2. 教育・保育の状況.....	19
3. 地域子ども・子育て支援事業の実施状況.....	23
第4章 計画の基本的な考え方	29
1. 基本理念.....	29
2. 子ども・子育て支援の視点.....	30
3. 基本目標.....	31
4. 計画の体系.....	31
第5章 施策の展開	32
基本目標1 子どもがのびのびと元気に育つ町.....	32
基本目標2 安心して子どもを産み育てられる町.....	35
基本目標3 みんなが子どもと子育てを応援する町.....	39
第6章 子ども・子育て支援事業計画	43
1. 子ども・子育て支援制度の概要.....	43
2. 教育・保育提供区域の設定.....	45
3. 児童人口の将来推計.....	46
4. 教育・保育の量の見込みと確保方策.....	47
5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	51
6. 教育・保育の一体的提供の推進.....	60
7. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施.....	61

第7章 計画の推進.....	62
1. 推進体制.....	62
2. 情報提供・相談対応体制の充実.....	62
3. 計画の点検・評価・改善.....	62
資料編.....	63
せたな町子ども・子育て会議条例.....	63
せたな町子ども・子育て会議委員名簿.....	エラー! ブックマークが定義されていません。
せたな町子ども・子育て会議事務局・関係部署.....	エラー! ブックマークが定義されていません。

《本計画書における年号の表記について》

本計画書では、平成31年4月1日及び令和元年5月1日を基準日とした表やグラフが掲載されています。

本来はそれぞれの基準日に基づいて「平成31年」（または「平成31年度」）、「令和元年」（または「令和元年度」）を区別して掲載すべきところですが、年号表記が混在することによる分かりにくさを避けるため、基準日が平成31年4月1日の表やグラフについても「令和元年」（または「令和元年度」）として統一して表記することとします。

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

今日の子ども・子育てを取り巻く環境の変化は大きく、抜本的な制度改革が求められており、平成27年4月から、わが国の子ども・子育て支援は新制度に移行されました。

市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画として全市町村で策定が義務づけられており、本町においても平成27年度から令和元年度までを計画期間として「せたな町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

本町では、この計画に基づき町内のすべての子どもが等しく質の高い教育・保育サービスを受けられる環境の整備に努めてきましたが、本年度に計画が終期を迎えることとなったため、制度改正や子ども・子育てをめぐる国や道の動きを反映した「第2期せたな町子ども・子育て支援事業計画」を策定することとしました。

2. 計画の位置づけ

「第2期せたな町子ども・子育て支援事業計画」は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づき、市町村子ども・子育て支援事業計画として策定し、「次世代育成支援対策推進法」第8条における「市町村行動計画」を一体的に策定することとします。

また、この計画は「せたな町総合計画」を最上位計画とし、町の福祉関係計画等と整合を図ります。

根拠法	子ども・子育て支援法	次世代育成支援対策推進法
市町村計画	市町村子ども・子育て支援事業計画 (策定義務あり)	次世代育成支援市町村行動計画 (策定義務なし)
性格特徴	○待機児童対策を含め、子育て中の保護者ニーズに対応したサービス基盤の整備を目指す事業計画 ○幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画	○全国的な少子化を受け、総合的対策を講じるための行動計画 ○「せたな町総合計画」の子ども・子育て支援に係る分野別計画



一体的に策定



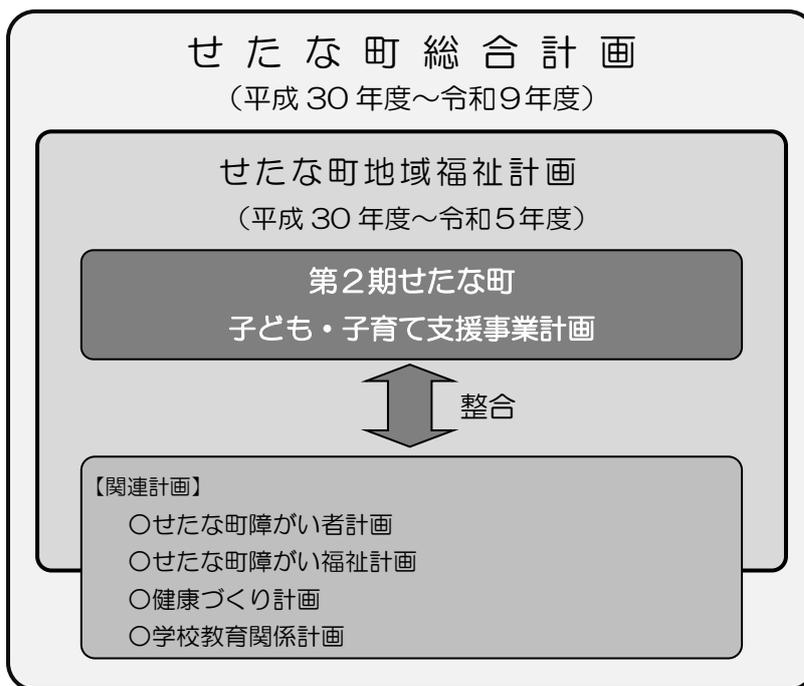
第2期せたな町子ども・子育て支援事業計画

3. 関連計画との関係

本計画は、「せたな町総合計画」及び「せたな町地域福祉計画」を上位計画とし、せたな町における子ども・子育て分野の個別計画として、計画期間における子育て支援サービスの需給状況や子育て関連施策の推進を図るために策定するものです。

また、本計画の策定にあたっては、関連する個別計画との整合性に配慮します。

■他計画との関係（イメージ）



4. 計画の期間

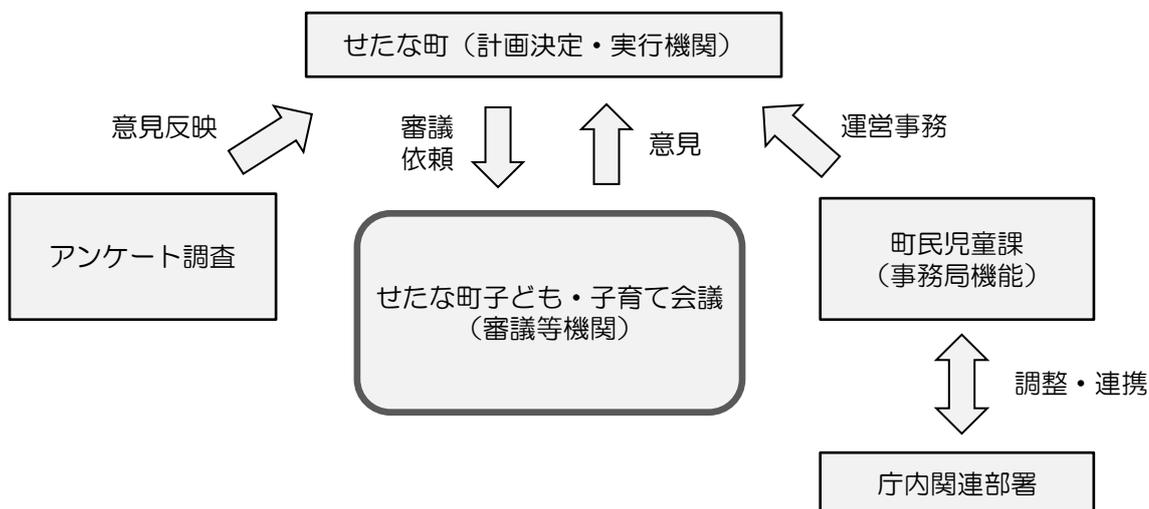
第2期せたな町子ども・子育て支援事業計画の計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。なお、状況の変化により、必要に応じて計画期間中に見直しを行う場合もあります。

平成				令和					
27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
せたな町子ども・子育て支援事業計画				見直し	第2期せたな町子ども・子育て支援事業計画				
					必要に応じて見直し				

5. 計画の策定方法

(1) 子ども・子育て会議の設置

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条に定められている「せたな町子ども・子育て会議」を設置し、計画内容、事業運営、施策推進に関する事項についての審議を行いました。



(2) アンケートの実施

せたな町の子ども・子育てに関する実態とニーズを把握するため、小学校就学前の子ども及び小学生の保護者を対象に実施し、計画の策定と今後の子育て支援を展開していくための基礎資料としています。

①調査対象及び調査方法等

調査対象	平成30年11月1日現在 せたな町に在住する就学前児童及び小学生の保護者世帯 (321世帯)
調査期間	平成30年11月～12月
調査方法	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所、認定こども園、小学校による配布・回収 ・保育所、認定こども園を利用していない就学前児童の保護者は郵送による配布・回収

②回収結果

配布数 (票)	回収数 (票)	白票 (票)	有効回収数 (票)	有効回収率 (%)
321	209	1	208	64.8

(3) パブリックコメントの実施

本計画の素案を町のホームページ等で公開し、広く町民の方々から意見を募りました。

第2章 子どもと子育てを取り巻く環境

1. 人口の動向

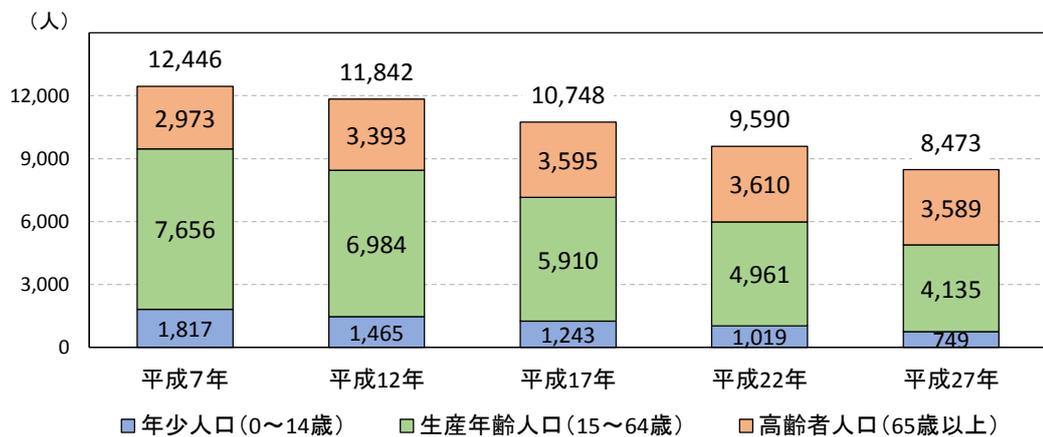
(1) 国勢調査に基づく総人口の推移

本町の人口を国勢調査でみると、平成27年は8,473人で、平成7年から3,973人(31.9%)減少しています。

年齢区分ごとの人口をみると、高齢者人口(65歳以上)は平成17年までは増加していましたが、それ以降はおおむね横ばいで推移しています。年少人口(0~14歳)及び生産年齢人口(15~64歳)は、平成7年から減少が続いています。

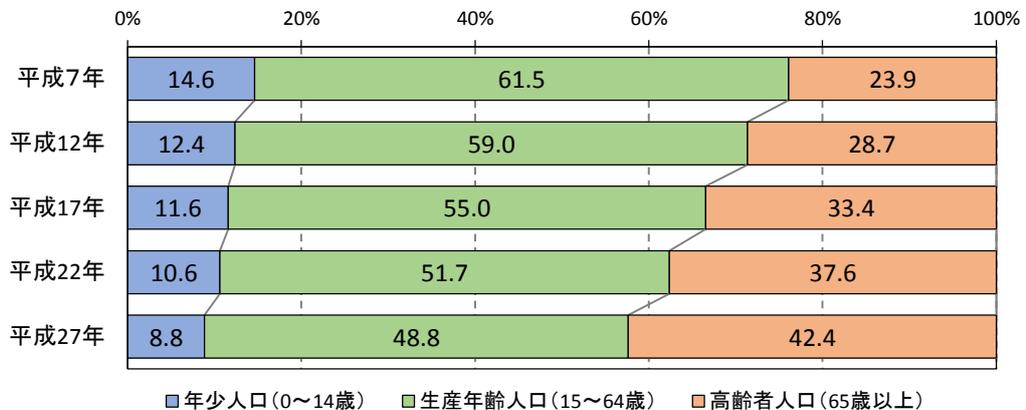
年齢3区分別人口の構成比をみると、高齢者人口の割合は増加し、年少人口及び生産年齢人口の割合は減少しています。

■ 年齢3区分別人口の推移



資料：国勢調査

■ 年齢3区分別人口割合の推移



資料：国勢調査

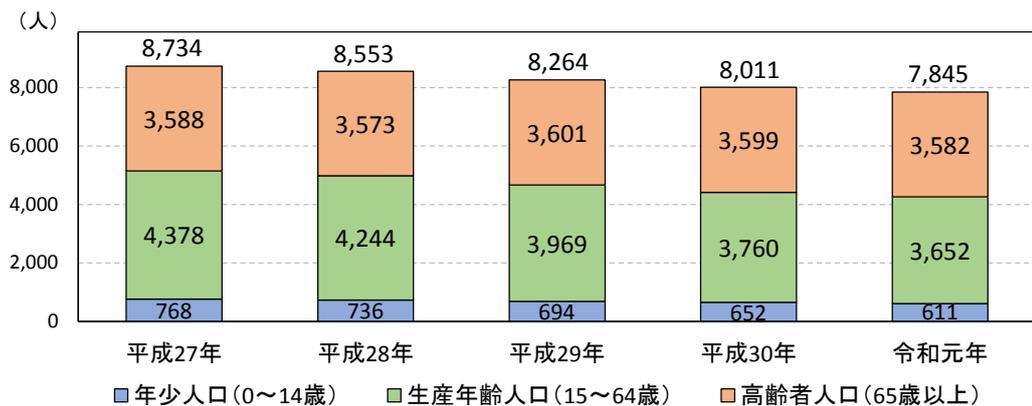
(2) 住民基本台帳に基づく総人口の推移

本町の人口を住民基本台帳でみると、平成27年の8,734人から減少しており、令和元年は7,845人で889人（10.2%）減少しています。

年齢3区分別の人口推移をみると、高齢者人口（65歳以上）は年度ごとの増減はあるものの、平成27年の3,588人からほぼ横ばいで推移しています。年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は、平成27年から減少が続いています。

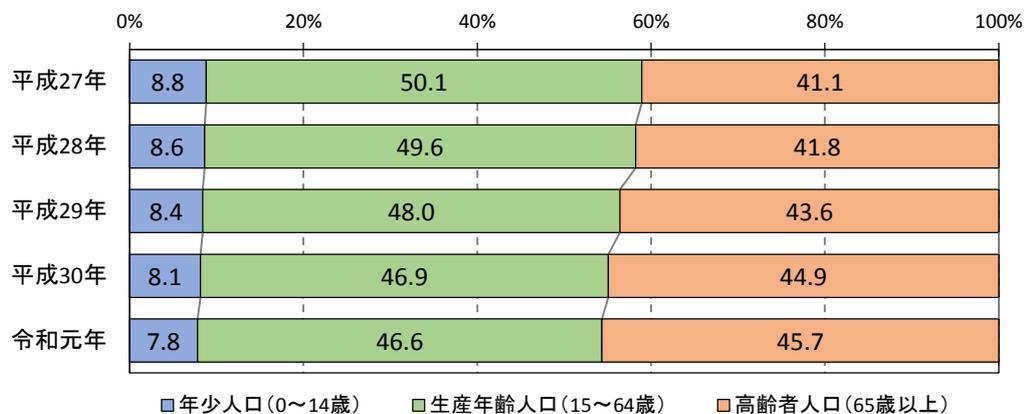
0～11歳の児童人口は、0～5歳の就学前児童及び6～11歳の小学生児童ともに減少が続いている状況です。

■年齢3区分別人口の推移



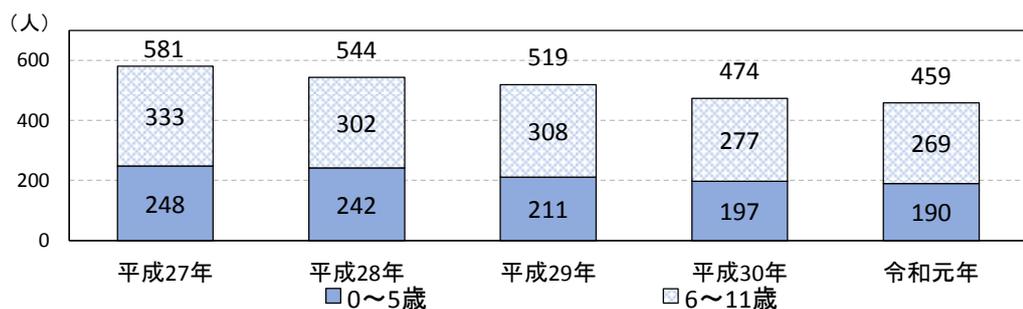
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■年齢3区分別人口割合の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■児童人口の推移



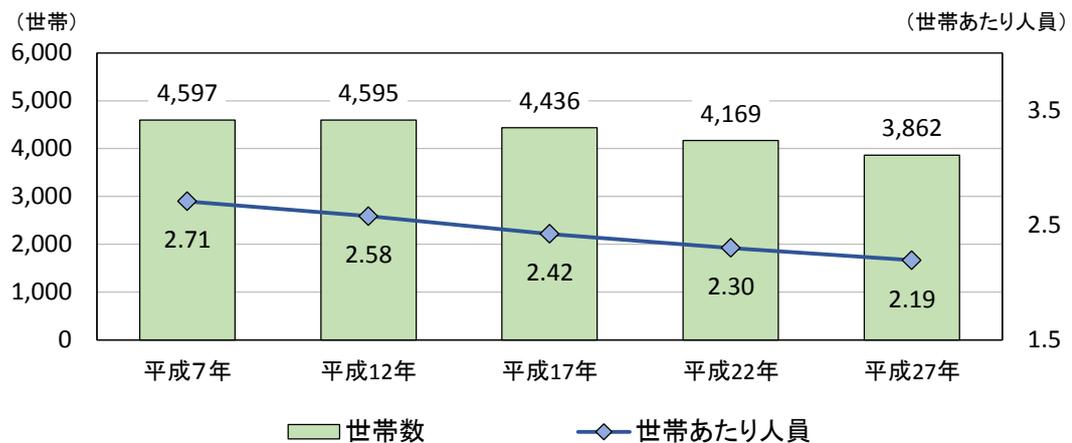
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(3) 国勢調査に基づく世帯の推移

国勢調査による本町の一般世帯数は、平成12年以降一貫して減少を続けており、平成27年は3,862世帯となっています。また、世帯あたり人員も年々減少しており、核家族化の進行がみられます。

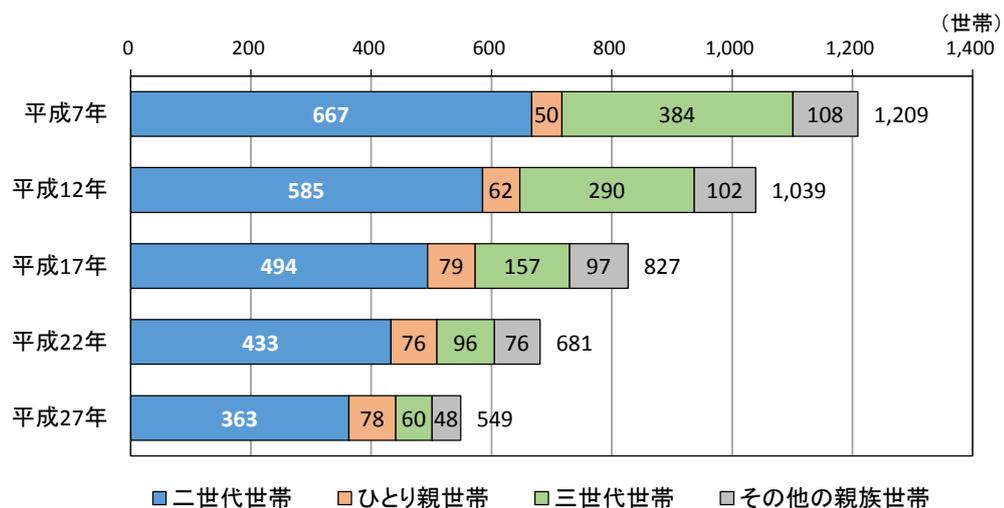
家族類型別の一般世帯数をみると、平成7年は1,209世帯あった18歳未満の児童がいる世帯は、平成27年には549世帯と大きく減少しています。18歳未満の児童がいる世帯の中では、二世帯世帯が多く、平成27年は363世帯となっています。平成7年以降、三世帯世帯が顕著に減少しており、平成27年は60世帯で平成7年の384世帯から324世帯減少しています。

■ 世帯数と世帯あたり人員の推移



※平成12年以前は、旧北檜山町、旧瀬棚町、旧大成町の合算値
資料：国勢調査

■ 18歳未満の児童がいる世帯の推移

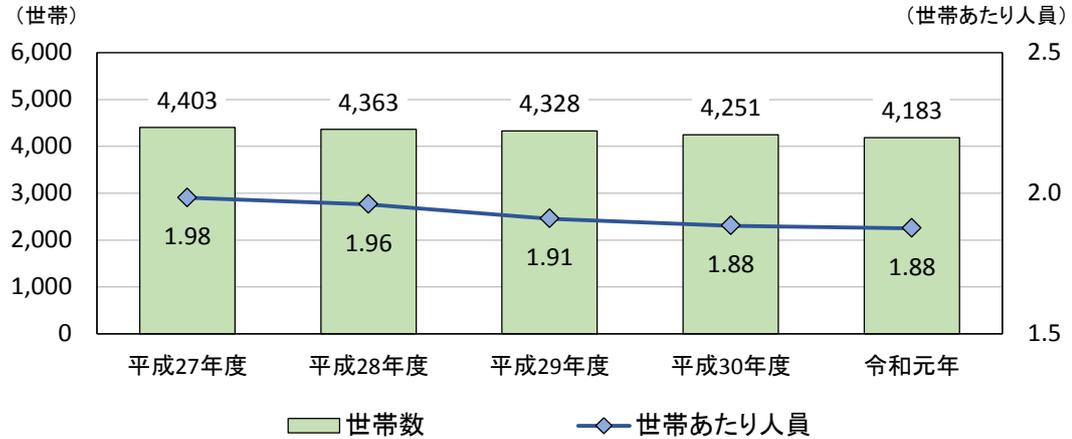


※平成12年は旧北檜山町、旧瀬棚町、旧大成町の合算値
資料：国勢調査

(4) 住民基本台帳に基づく世帯の推移

住民基本台帳による本町の一般世帯数は、平成27年の4,403世帯から令和元年には4,183世帯となっています。また、世帯あたり人員も年々減少している状況です。

■世帯数と世帯あたり人員の推移



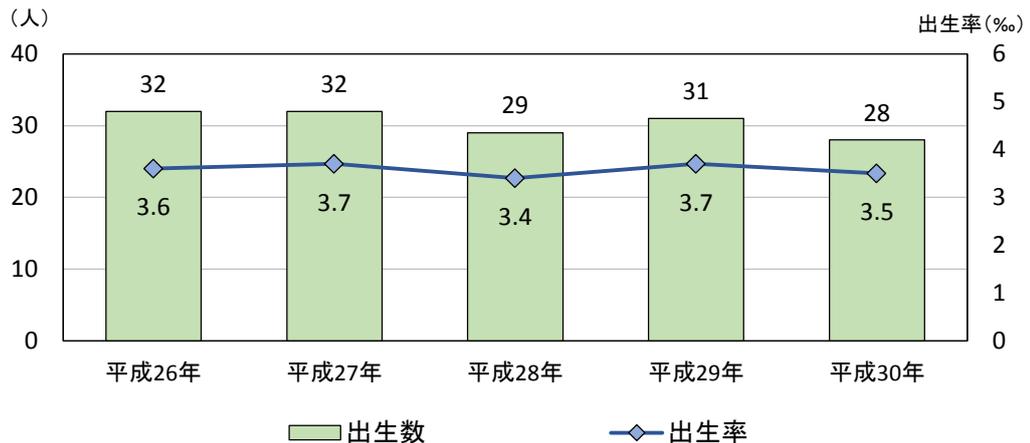
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(5) 出生の状況

住民基本台帳で出生数の推移をみると、平成26年から平成30年にかけて増減がありますが、減少傾向となっています。出生率（人口千人あたりの出生数）は3.5‰（パーミル）前後で横ばいに推移しています。

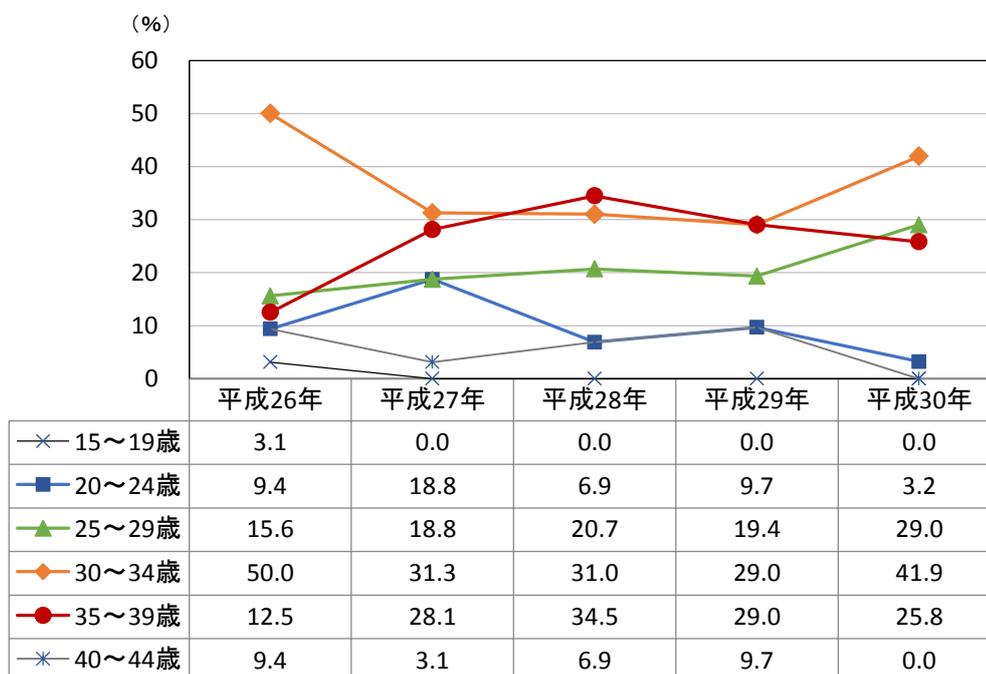
また、母親の年齢別出産割合は、30～34歳及び35～39歳の割合が多い状況にありますが、平成26年から25～29歳の割合が年々高くなってきています。

■出生数・出生率の推移



資料：住民基本台帳

■母親の年齢別出産割合



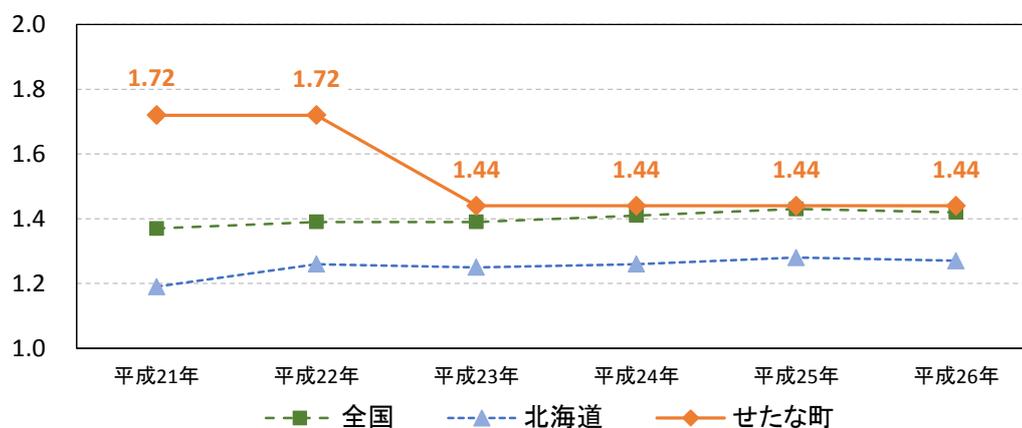
資料：住民基本台帳

(6) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率とは、「15～49歳までの女性」の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に産む子どもの数に相当するとされ、女性人口の年齢構成の違いを除いた指標として、年次比較、地域比較に用いられています。

本町の合計特殊出生率は、平成22年までは全国・北海道よりも高く推移していましたが、平成23年以降は全国とほぼ同じ状況です。

■合計特殊出生率の推移



資料：道南地域保健情報年報

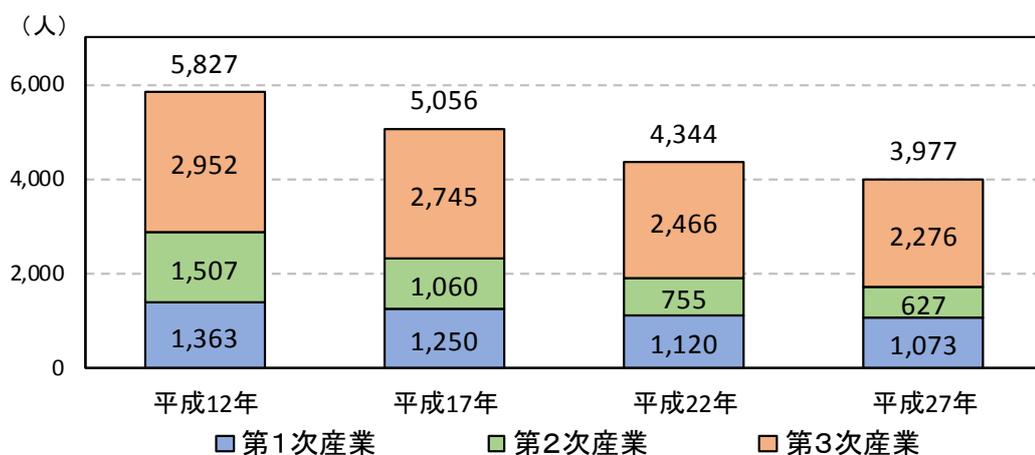
2. 産業・就労の状況

(1) 産業・雇用の状況

15歳以上の就業者数を産業別（大分類）にみると、各産業分類とも一貫して減少が続いており、特に第2次産業は減少幅が大きく、平成27年は627人で平成12年から880人(58.4%)減少しています。

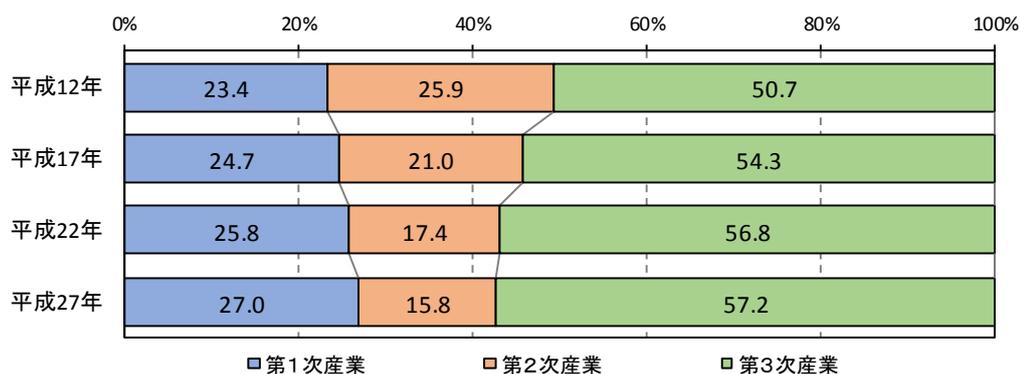
また、産業別人口を割合で見ると、第2次産業は年々割合が減少し、逆に第1次産業と第3次産業の割合は増加しています。

■産業別人口の推移



※就業者数の合計は、分類不能を含む。平成12年は、旧北檜山町、旧瀬棚町、旧大成町の合算値
資料：国勢調査

■産業別人口構成比の推移



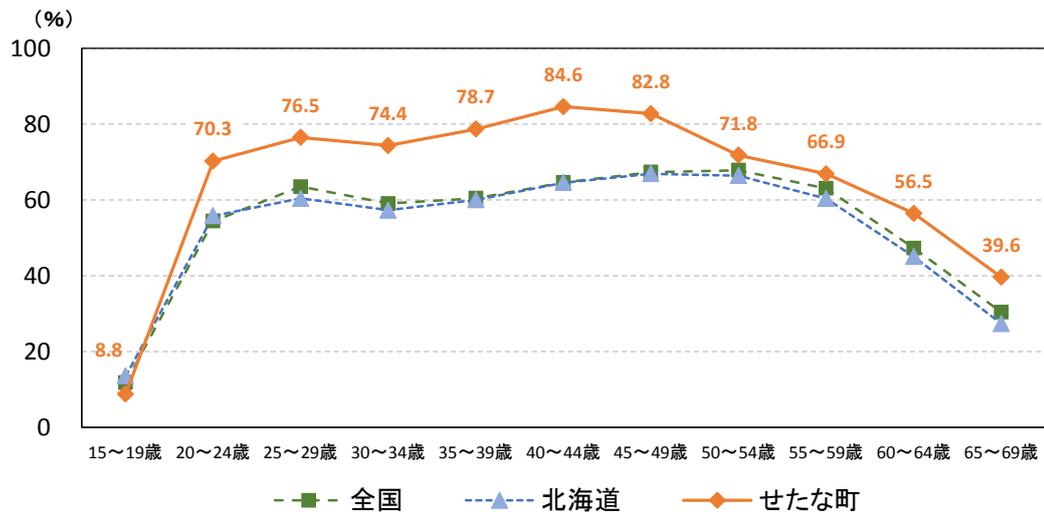
※産業別人口の構成は、分類不能を除いて算出
資料：国勢調査

(2) 女性の就業状況

女性の年代別就業率は、いったん就職するものの結婚等に伴い一時的に離職するため20代・30代の就業率が下がる、いわゆるM字曲線を描くことが多いと言われています。

全国・北海道のM字曲線では就業率の片方のピークが25～29歳で、35～39歳以降に再度上昇していますが、本町では25～29歳以降も就業率は大きく減少せず、40～44歳が84.6%で就業率のピークとなっています。

■女性の年代別就業率



資料：国勢調査

3. 子育て支援の状況

(1) 教育・保育施設の状況

町内の教育・保育施設は合計7施設ありましたが、平成30年に北檜山幼稚園、北檜山保育所、若松へき地保育所、丹羽へき地保育所が統合し認定こども園に移行したため、現在は4施設となっています。

入所児童数は141人となっています。

過去5年間で0～5歳児総数は減少しているため、入所児童数は全体としては減少傾向ですが、平成26年は増加しています。

入所割合をみると、平成23年の約40%をボトムに平成26年は約57%に上がり、母親の就業率が徐々に高くなっていることと連動しています。

■保育所の現況（平成31年4月1日現在）

単位：人、%

	定員数	入所児童数	入所率	待機児童数	職員数
町立（認可）					
認定こども園きたひやま	110	108	98.2	0	20
瀬棚保育所	40	20	50.0	0	7
大成保育園	20	11	55.0	0	5
事業所内					
道南ロイヤル病院	15	2	13.3	0	0
合計	185	141	76.2	0	32

※職員数は常勤職員の人数
資料：せたな町町民児童課

(2) 小学校児童の状況

小学校は5校ありましたが、平成30年に馬場川小学校が閉校となり、現在は4校となっています。

児童数の推移をみると、平成27年の333人から令和元年には267人で66人（19.9%）減少しています。

■小学校の現況

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
学校数（校）	5	5	5	4	4
学級数（学級）	24	24	26	26	25
児童数（人）	333	302	308	278	267
教員数（人）	43	42	44	42	39

※学級数は特別支援学級を含む
資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

(3) 放課後児童クラブの状況

現在、放課後児童クラブは北檜山区、瀬棚区、大成区にそれぞれ1クラブあります。

登録児童数は徐々に伸びており、平成27年の45人から令和元年には79人で34人(75.6%)増加しています。

■放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の現況

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
施設数（クラブ）	3	3	3	3	3
定員数（人）	北檜山／40人		瀬棚／20人	大成／15人	
登録児童数（人）	45	56	63	65	79
指導員数（人）	北檜山／7人		瀬棚／2人	大成／2人	

資料：せたな町町民児童課（各年5月1日現在）

(4) 障がいのある子どもの状況

町内の小学校4校には特別支援学級が設置されており、小学生児童が特別支援教育を受けています。特別支援学級数及び特別支援教育を受けている児童数は平成27年度から増加している状況です。

本町には子ども発達支援センターがありませんが、隣接する今金町子ども発達支援センターで児童デイサービス、児童の発達相談を受けている子どもがいます。

■小学校の特別支援学級の現況

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
学級数（学級）	3	5	6	7	8
児童数（人）	3	5	8	12	14

資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

■障がいのある子どもの状況（実人員）

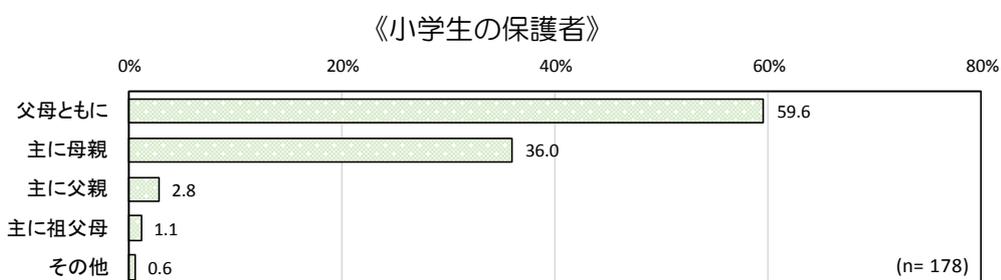
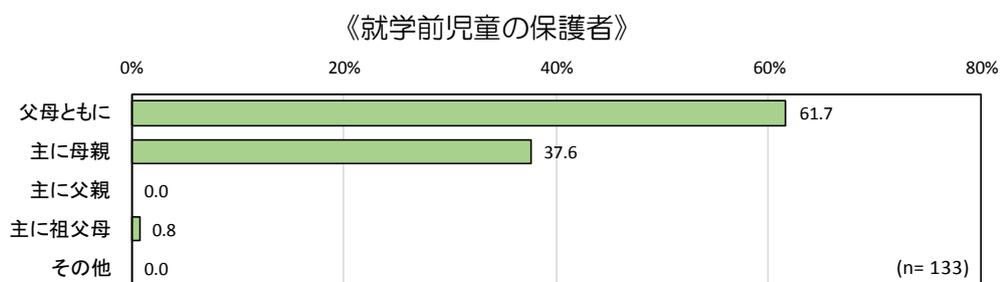
	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
児童デイサービス	21	24	26	24	19
児童の発達相談	32	29	35	39	33
児童と家族の相談・生活支援	30	24	26	24	19
合計	83	77	87	87	71

資料：今金町子ども発達支援センター

4. ニーズ調査からみた子どもを取り巻く環境

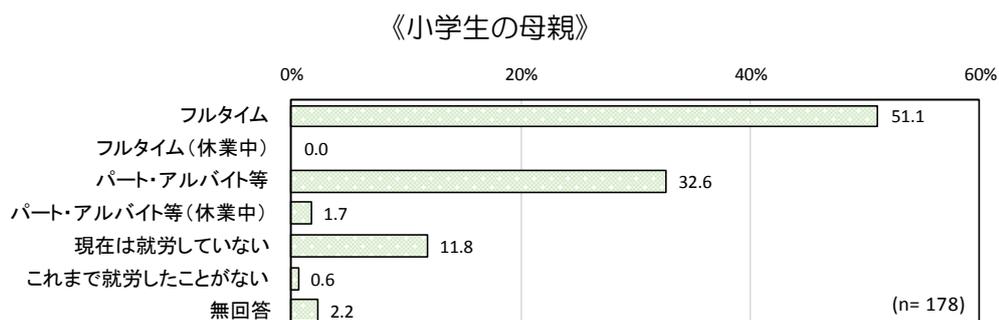
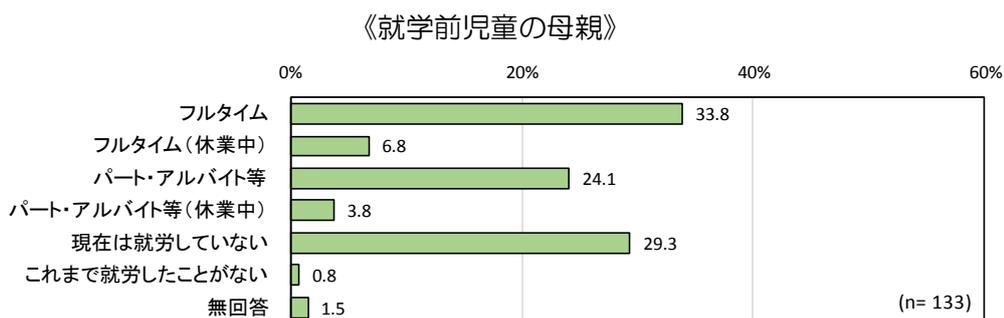
(1) 主に子育てを行っている人

就学前児童の保護者で主に子育てを行っている人は、「父母ともに」が61.7%で最も多く、次いで「主に母親」が37.6%が続いています。また、小学生の保護者でも「父母ともに」が59.6%で最も多く、次いで「主に母親」が36.0%が続いています。



(2) 母親の就労状況

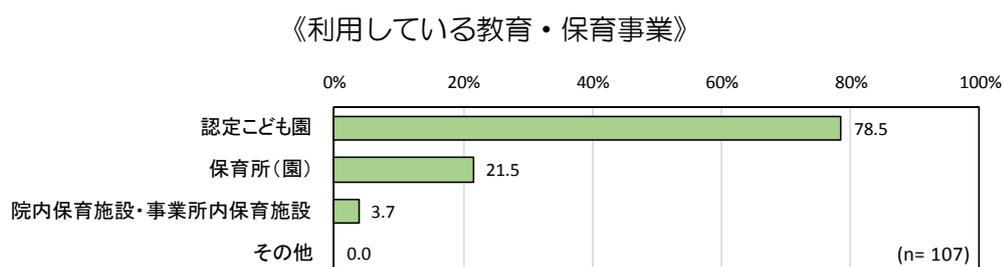
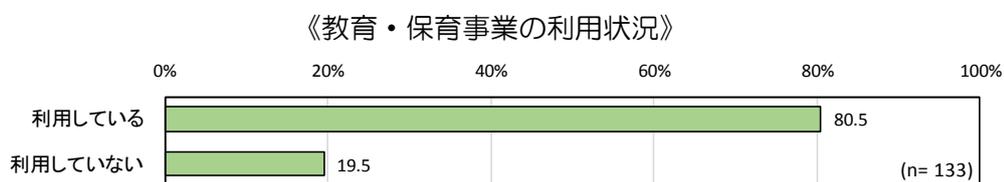
就学前児童の母親の就労状況は、「フルタイム」が33.8%で最も多く、次いで「現在は就労していない」が29.3%が続いています。また、小学生の母親では「フルタイム」が51.1%で最も多く、次いで「パート・アルバイト等」が32.6%が続いています。



(3) 定期的な教育・保育事業の利用状況等（就学前児童）

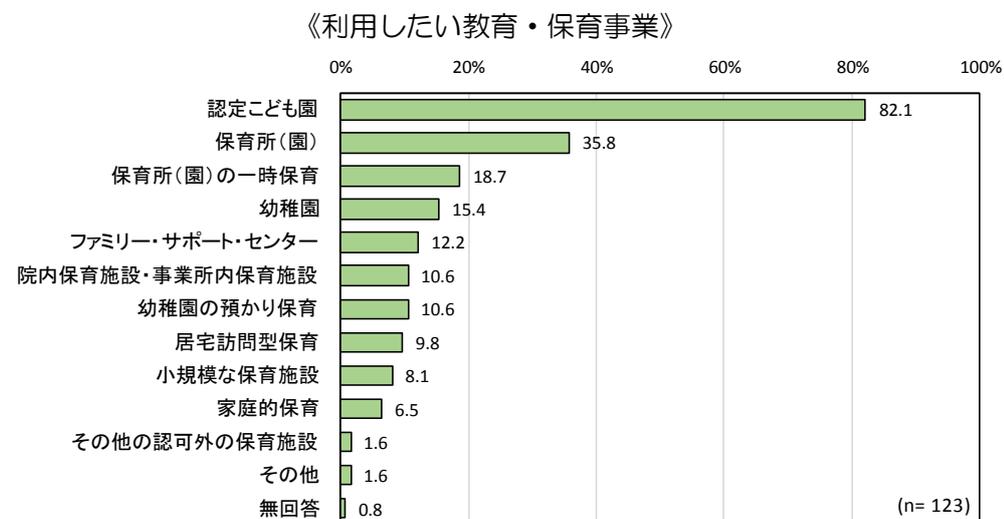
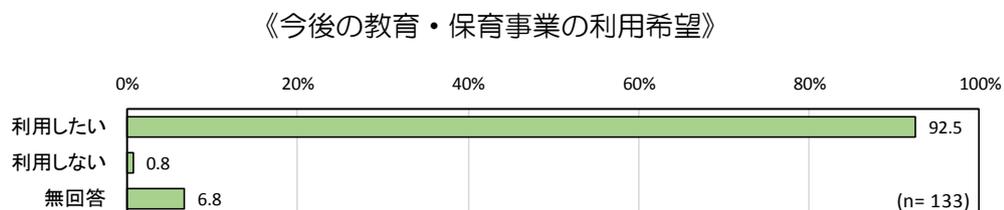
定期的に教育・保育事業を「利用している」人は80.5%、「利用していない」人は19.5%となっています。

利用している教育・保育事業は、「認定こども園」が78.5%で突出して多く、続いて「保育所（園）」が21.5%で続いています。



(4) 教育・保育事業の今後の利用意向（就学前児童）

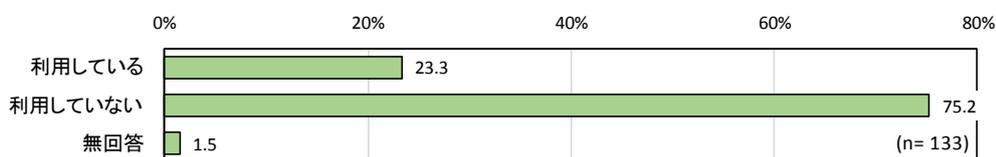
今後の定期的な教育・保育事業の利用希望は、「利用したい」が92.5%となっており、利用したい教育・保育事業は「認定こども園」が82.1%で大多数を占め、次いで「保育所（園）」が35.8%で続いています。



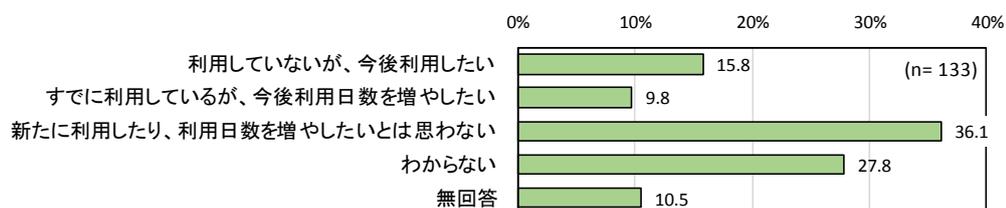
(5) 地域子育て支援拠点事業の利用状況等（就学前児童）

地域子育て支援拠点事業を利用している人は23.3%となっています。
 今後の利用意向については、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が36.1%で最も多いですが、「わからない」も27.8%で非常に高くなっています。

《現在の利用状況》



《今後の利用意向》



(6) 病児・病後児保育の利用希望（就学前児童/教育・保育事業の利用者）

教育・保育事業の利用者で、子どもが病気やケガのときに「父親が仕事などを休んだ」「母親が仕事などを休んだ」と回答した人に病児・病後児保育の利用希望をお聞きしたところ、「利用しなかった」人は54.7%となっています。

《利用希望》



(7) 一時預かり等、不定期に利用できる事業の利用状況等（就学前児童）

私用等で一時預かり等を不定期に利用したことが「あった」人は14.3%です。
 今後の利用意向については、「希望する」人は45.1%となっています。

《現在の利用状況》



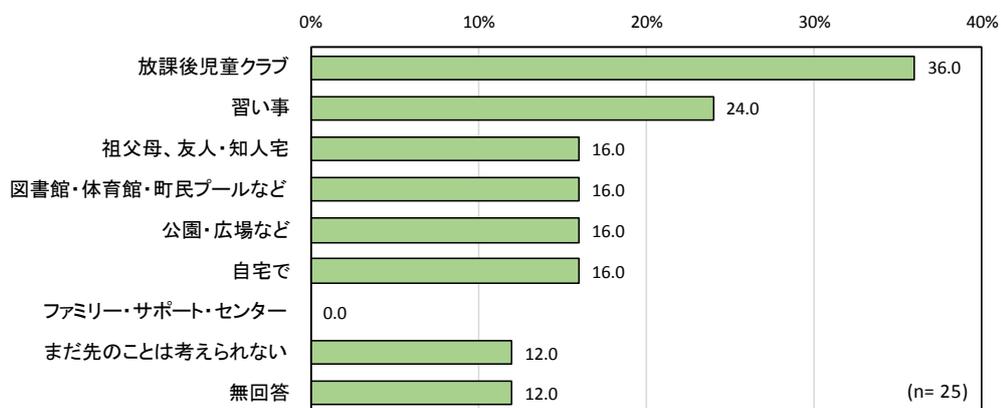
《今後の利用意向》



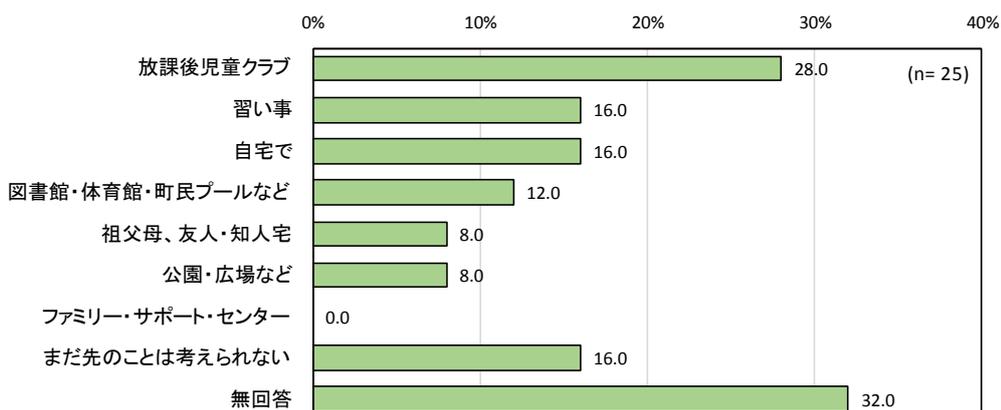
(8) 放課後の過ごし方の希望（就学前児童）

令和2年度に小学校に入学されるお子さんがいる保護者に対して、小学校低学年の間、放課後に過ごさせたい場所をお聞きしたところ、「放課後児童クラブ」が36.0%で最も多く、次いで「習い事」が24.0%が続いています。また、小学校高学年の間でも「放課後児童クラブ」が28.0%で最も多くなっており、「習い事」と「自宅で」が16.0%が続いています。

《小学校低学年の間の希望》



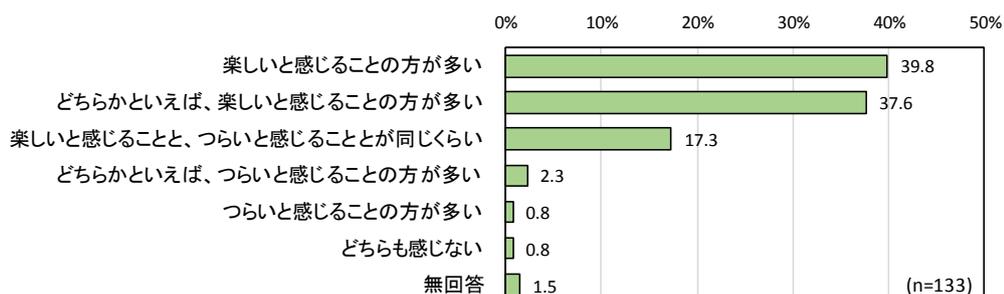
《小学校高学年の間の希望》



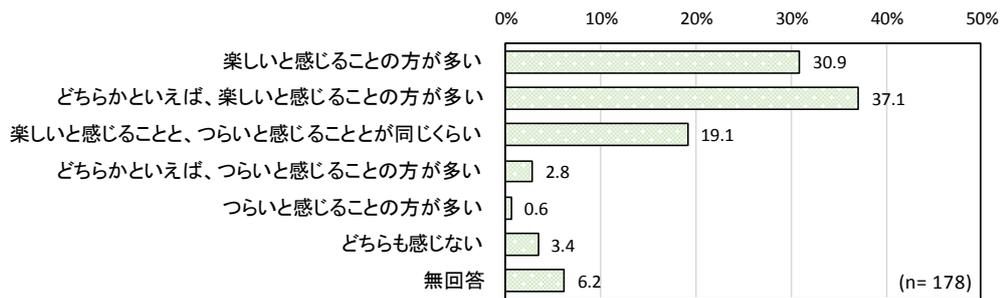
(9) 子どもの教育・子育てで感じること

保護者に、子どもの教育・子育てでの感じ方をお聞きしたところ、「楽しいと感じることの方が多」は就学前児童の保護者では39.8%ですが、小学生の保護者では30.9%となっており、就学前児童の保護者の割合を8.9ポイント下回っている状況です。

《就学前児童の保護者》



《小学生の保護者》



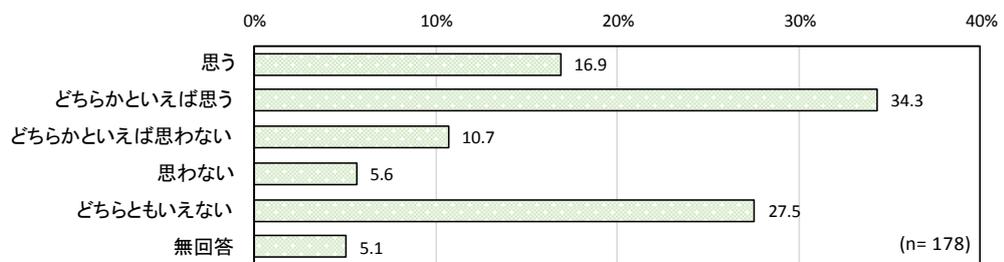
(10) せたな町での教育・子育てのしやすさ

保護者に、せたな町での教育・子育てのしやすさをお聞きしたところ、就学前児童の保護者では「思う」(23.3%)、「どちらかといえば思う」(29.3%)の合計は52.6%となっています。また、小学生の保護者では「思う」(16.9%)、「どちらかといえば思う」(34.3%)の合計は51.2%で、就学前児童の保護者をやや下回っている状況です。

《就学前児童の保護者》



《小学生の保護者》



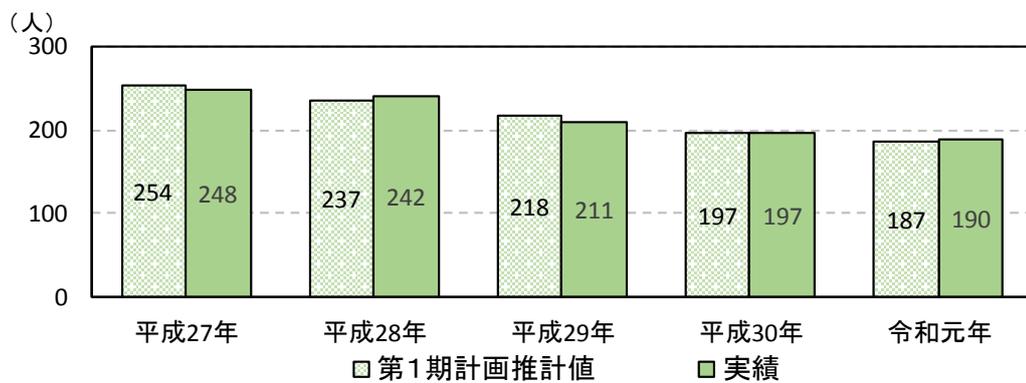
第3章 第1期計画の実施状況

1. 児童数の状況

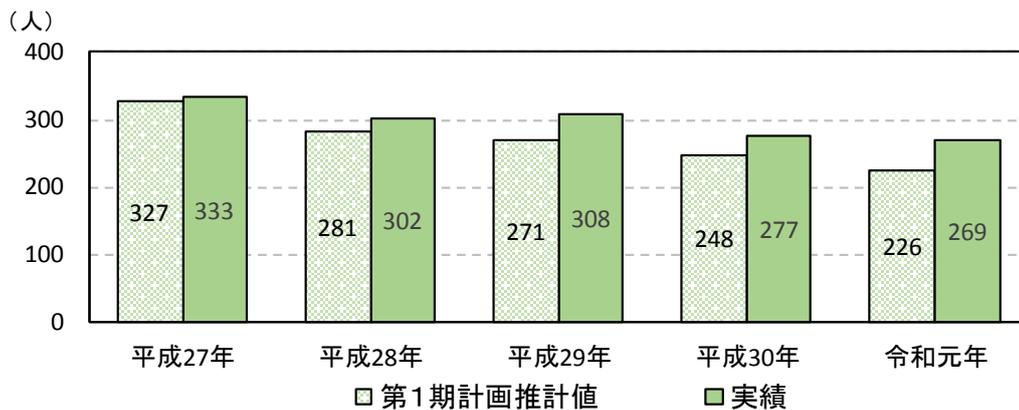
せたな町子ども・子育て支援事業計画で推計した児童数を実績値と比較すると、就学前児童の実績は推計値とほぼ同じ人数で推移してきました。

小学生児童は推計値を上回る実績で推移しており、令和元年は推計値の226人に対し実績は269人となりました。

■就学前児童数の推移



■小学生児童数の推移



2. 教育・保育の状況

【せたな町全域】

(1) 1号認定（3歳以上／幼稚園・認定こども園）

1号認定の利用実績は年々減少しており、量の見込みを下回って推移しました。

区分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画	量の見込み	人	46	41	39	37	39
	確保方策		46	41	39	37	39
実績			33	34	20	19	16

実績：各年4月1日現在

(2) 2号認定（3歳以上／保育所・認定こども園）

2号認定の利用実績は年々減少しているものの、量の見込みを上回って推移しました。

区分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画	量の見込み	人	78	68	65	60	62
	確保方策		78	68	65	60	62
実績			100	97	96	88	82

実績：各年4月1日現在

(3) 3号認定（3歳未満／保育所・認定こども園）

3号認定のうち、0歳児の利用実績は量の見込みを下回って推移しましたが、1・2歳児は量の見込みを上回る実績となりました。

①0歳

区分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画	量の見込み	人	14	14	13	12	11
	確保方策		14	14	13	12	11
実績			8	9	7	15	1

実績：各年3月1日現在

②1・2歳

区分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画	量の見込み	人	25	27	25	23	20
	確保方策		25	27	25	23	20
実績			35	42	39	37	43

実績：各年4月1日現在

【北檜山区】

(1) 1号認定（3歳以上／幼稚園・認定こども園）

1号認定の利用実績は平成29年度から減少し、量の見込みを下回って推移しました。

区分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計 画	量の見込み	人	37	34	34	33	35
	確保方策		37	34	34	33	35
実 績			33	34	20	17	13

実績：各年4月1日現在

(2) 2号認定（3歳以上／保育所・認定こども園）

2号認定の利用実績は年々減少しているものの、量の見込みを上回って推移しました。

区分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計 画	量の見込み	人	52	48	47	45	47
	確保方策		52	48	47	45	47
実 績			72	71	69	66	66

実績：各年4月1日現在

(3) 3号認定（3歳未満／保育所・認定こども園）

3号認定のうち、0歳児の利用実績は量の見込みを下回って推移しましたが、1・2歳児は量の見込みを上回る実績となりました。

①0歳

区分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計 画	量の見込み	人	13	13	12	11	10
	確保方策		13	13	12	11	10
実 績			5	5	3	9	1

実績：各年3月1日現在

②1・2歳

区分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計 画	量の見込み	人	20	20	20	19	19
	確保方策		20	20	20	19	19
実 績			26	32	34	27	31

実績：各年4月1日現在

【瀬棚区】

(1) 1号認定（3歳以上／幼稚園・認定こども園）

地区内に幼稚園・認定こども園がないため、1号認定の利用実績は平成29年までありませんでした。平成30年度からは北檜山区の認定こども園の利用実績がありました。

区分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画	量の見込み	人	8	6	4	4	4
	確保方策		8	6	4	4	4
実績			0	0	0	2	3

実績：各年4月1日現在

(2) 2号認定（3歳以上／保育所・認定こども園）

2号認定の利用実績は年によって増減がありましたが、量の見込みを上回って推移しました。

区分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画	量の見込み	人	15	11	9	8	8
	確保方策		15	11	9	8	8
実績			19	13	18	15	12

実績：各年4月1日現在

(3) 3号認定（3歳未満／保育所・認定こども園）

3号認定は0歳児、1・2歳児ともに利用実績が量の見込みを上回って推移しました。

①0歳

区分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画	量の見込み	人	1	1	1	1	1
	確保方策		1	1	1	1	1
実績			3	4	4	3	0

実績：各年3月1日現在

②1・2歳

区分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画	量の見込み	人	2	2	2	2	1
	確保方策		2	2	2	2	1
実績			7	8	4	8	5

実績：各年4月1日現在

【大成区】

(1) 1号認定（3歳以上／幼稚園・認定こども園）

地区内に幼稚園・認定こども園がないため、1号認定の利用実績はありませんでした。

区分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画	量の見込み	人	1	1	1	0	0
	確保方策		1	1	1	0	0
実績			0	0	0	0	0

実績：各年4月1日現在

(2) 2号認定（3歳以上／保育所・認定こども園）

2号認定の利用実績は、平成28年度に量の見込みを上回る実績となりましたが、おおむね量の見込み通りの実績で推移しました。

区分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画	量の見込み	人	11	9	9	7	7
	確保方策		11	9	9	7	7
実績			9	13	9	7	4

実績：各年4月1日現在

(3) 3号認定（3歳未満／保育所・認定こども園）

3号認定のうち、0歳児は量の見込みがないと見込んでいましたが、平成30年度に3人の利用がありました。1・2歳はおおむね量の見込みに近い人数で推移していましたが、令和元年度は7人となり、量の見込みを上回る実績となりました。

①0歳

区分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画	量の見込み	人	0	0	0	0	0
	確保方策		0	0	0	0	0
実績			0	0	0	3	0

実績：各年3月1日現在

②1・2歳

区分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画	量の見込み	人	3	4	3	2	0
	確保方策		3	4	3	2	0
実績			2	2	1	2	7

実績：各年4月1日現在

3. 地域子ども・子育て支援事業の実施状況

(1) 利用者支援事業

認定こども園、保育所、幼稚園等の施設や地域の子育て情報を集約し、子どもや保護者からの利用相談や、必要な情報提供・助言をするとともに、関係機関との連絡調整等を行うものです。

本町では、3地区それぞれにある地域子育て支援センターで相談や情報提供など地域支援を行っており、利用者支援事業としては実施していません。そのため、利用者支援事業の設置実績はありませんでした。

区分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計 画		箇所	0	0	0	0	0
	北 檜 山 区		0	0	0	0	0
	瀬 棚 区		0	0	0	0	0
	大 成 区		0	0	0	0	0
実 績			0	0	0	0	0
	北 檜 山 区		0	0	0	0	0
	瀬 棚 区		0	0	0	0	0
	大 成 区		0	0	0	0	0

(2) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談・情報提供・助言その他の援助を行う事業です。

本町では各地区に子育て支援センターを設置し、地域子育て支援拠点事業を実施しています。利用実績は各年度とも量の見込みを大きく下回りました。

区分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計 画	量の見込み	人回/月	361	377	351	329	305
	北 檜 山 区		300	313	299	286	271
	瀬 棚 区		50	53	43	37	30
	大 成 区		11	11	9	6	4
	確保方策		440	440	440	440	440
	北 檜 山 区		200	200	200	200	200
	瀬 棚 区		120	120	120	120	120
	大 成 区		120	120	120	120	120
実 績		88	74	37	80	—	
	北 檜 山 区	80	66	30	57	—	
	瀬 棚 区	7	7	4	14	—	
	大 成 区	1	1	3	9	—	

(3) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

妊婦健康診査事業は量の見込みを下回る利用実績で推移しました。

区 分		単 位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計 画	量の見込み	人	55	54	53	52	51
	確保方策		55	54	53	52	51
実 績			51	49	49	41	35
北 檜 山 区			38	35	33	34	26
瀬 棚 区			8	5	9	6	6
大 成 区			5	9	7	1	3

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児家庭全戸を訪問し、子育て情報の提供や乳児とその保護者の心身の状況、養育環境の把握、養育についての相談助言支援を行う事業です。

乳児家庭全戸訪問事業は量の見込みに近い利用実績で推移しました。

区 分		単 位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計 画	量の見込み	人	36	35	34	32	30
	確保方策		36	35	34	32	30
実 績			32	27	32	25	26
北 檜 山 区			25	19	25	20	19
瀬 棚 区			6	4	3	5	4
大 成 区			1	4	4	0	3

(5) 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問やその他の保健事業等で把握した養育支援が必要な家庭を訪問して、保護者の相談指導や育児・家事等の養育能力向上のための支援を行う事業です。

養育支援訪問事業は、実績がない年もありましたが、平成28年度及び令和元年度は量の見込みを上回る実績となりました。

区 分		単 位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計 画	量の見込み	人	2	2	2	1	1
	確保方策		2	2	2	1	1
実 績			0	5	0	0	8

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

保護者の病気や仕事等の理由で、一時的に家庭で子どもを養育することが困難になった場合、児童養護施設等で宿泊を伴う養育・保護を行う事業です。

本町では子育て短期支援事業を実施しておらず、利用実績はありませんでした。

区分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画	量の見込み	人日	0	0	0	0	0
	確保方策		0	0	0	0	0
実績			0	0	0	0	—

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

本町では子育て援助活動支援事業を実施しておらず、利用実績はありませんでした。

区分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画	量の見込み	人日	20	20	18	16	16
	確保方策		0	0	0	0	0
実績			0	0	0	0	—

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において一時的な預かりや必要な保護を行う事業です。

①一時預かり事業（幼稚園型）

本町では平成30年度から認定こども園で幼稚園型の一時預かり事業（預かり保育）を実施しており、平成30年度の利用実績は29人で量の見込みを上回りました。

区分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画	量の見込み	人日	17	15	15	13	15
	北檜山区		14	13	13	12	13
	瀬棚区		3	2	2	1	2
	大成区		0	0	0	0	0
	確保方策		0	0	0	0	0
実績			0	0	0	29	—
実績	北檜山区		0	0	0	29	—
	瀬棚区		0	0	0	0	—
	大成区		0	0	0	0	—
	大成区		0	0	0	0	—

②一時預かり事業（幼稚園型を除く）

本町では認定こども園及び各地区の保育所で当事業を実施しており、量の見込みを大きく下回る利用実績で推移しました。

区分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画	量の見込み	人日	655	632	601	556	547
	北檜山区		534	523	504	486	483
	瀬棚区		19	17	14	12	11
	大成区		102	92	83	58	53
	確保方策		1,296	1,296	1,296	1,296	1,296
	北檜山区		432	432	432	432	432
	瀬棚区		432	432	432	432	432
	大成区		432	432	432	432	432
	実績		5	20	26	44	—
	北檜山区		0	1	19	23	—
瀬棚区	5	18	2	13	—		
大成区	0	1	5	8	—		

(9) 延長保育事業（時間外保育事業）

保育認定を受けた子どもを、通常の利用時間以外の時間に保育を行う事業です。本町では認定こども園及び各地区の保育所で延長保育事業を実施しており、量の見込みを下回る利用実績で推移しました。

区分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画	量の見込み	人日	41	40	38	36	35
	北檜山区		34	34	33	32	31
	瀬棚区		2	1	1	1	1
	大成区		5	5	4	3	3
	確保方策		0	0	0	0	0
実績			1	5	2	19	—

(10) 病児保育事業

保護者が就労等の理由により、家庭で保育できない病気や病気の回復期にある乳幼児や小学生を対象に、病院や保育所等で保育を行う事業です。

本町では病児保育事業を実施しておらず、利用実績はありませんでした。

区分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計画	量の見込み	人日	—	—	—	—	—
	確保方策		—	—	—	—	—
実績			0	0	0	0	—

(11) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

共働き家庭等の留守家庭の子どもに対し、放課後や長期休暇中に学校の余裕教室等で、適切な遊びや生活の場を提供し、子どもの健全育成を図る事業です。

本町では各地区に1箇所ずつ放課後児童クラブが設置されています。

①せたな町全域

町全域でみると、放課後児童クラブの利用実績は年々増加しており、平成28年度以降は量の見込みを上回る実績で推移しました。特に、低学年の実績が大きく伸びており、令和元年度は量の見込みの29人に対し、実績は67人で2倍以上となっています。

区分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計 画	量の見込み	人	49	46	48	47	44
	低学年		33	33	34	33	29
	高学年		16	13	14	14	15
	確保方策		49	46	48	47	44
実 績			47	56	67	63	78
低学年	40		43	58	54	67	
高学年	7		13	9	9	11	

②北檜山区

放課後児童クラブの利用実績は年々増加しており、平成28年度以降は量の見込みを上回る実績で推移しました。高学年は量の見込みに近い実績となりましたが、低学年は量の見込みを大きく上回って推移しました。

区分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計 画	量の見込み	人	33	33	34	35	34
	低学年		24	25	26	26	24
	高学年		9	8	8	9	10
	確保方策		33	33	34	35	34
実 績			33	41	48	53	64
低学年	29		28	41	45	56	
高学年	4		13	7	8	8	

③瀬棚区

放課後児童クラブの利用実績は平成29年度にピークを迎え、その後は減少傾向がみられる状況です。平成28年度以降は量の見込みを上回る実績で推移していますが、ほとんどが低学年の利用となっています。

区分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計 画	量の見込み	人	6	5	6	4	3
	低学年		5	4	5	4	3
	高学年		1	1	1	0	0
	確保方策		6	5	6	4	3
実 績			3	8	12	5	7
	低学年		3	8	12	5	6
	高学年		0	0	0	0	1

④大成区

放課後児童クラブの利用実績は年々減少しており、合計で見ると量の見込みに近い実績となりましたが、低学年は量の見込みを上回って推移しました。

区分		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
計 画	量の見込み	人	10	8	8	8	7
	低学年		4	4	3	3	2
	高学年		6	4	5	5	5
	確保方策		10	8	8	8	7
実 績			11	7	7	5	7
	低学年		8	7	5	4	5
	高学年		3	0	2	1	2

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

本町では平成30年度より給食費（主食・副食ともに）無償化を実施しました。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、又は運営を促進するための事業です。

計画期間内において、町内での特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の意向はありませんでした。

第4章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

「子ども・子育て支援法」では、市町村の責務として、子どもの健やかな成長のために、適切な環境が等しく確保されるよう、子ども・保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこととされています。

また、この法律の基本理念では、子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭、学校、地域、企業など、その他の社会のすべての分野において、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならないとされています。

本町においては平成26年にせたな町子ども・子育て支援事業計画を策定し、「子どもが育ち親も地域も希望も育つ“せたな”」を基本理念として、町民が安心して子どもを産み、喜びや楽しみをもちながら子どもを育てられる環境づくりに努めてきました。

このような中、平成30年度からの10年間を計画期間とする第2次せたな町総合計画においては、本町における子育て支援の基本的な考え方を以下のとおり設定しています。

第2次せたな町総合計画における子育て支援の基本的な考え方

すべての子どもが自分の可能性を最大限に発揮して、健やかに、のびのびと育つことができるよう、子どもと子育てを地域ぐるみで応援します。

「子ども・子育て支援法」における基本理念と本町における子育て支援の考え方を踏まえ、本計画では基本理念を下記のとおり設定します。

基本理念



**子どもの健やかな成長を
地域ぐるみで応援する町“せたな”**

家庭、学校、地域、企業など、それぞれの責任と役割を相互に果たすことで、本町に暮らすすべての子どもの健やかな成長と、家庭を築き子どもを産み育てたいと願う人々が子育てに夢をもつことができる社会の実現を目指します。

2. 子ども・子育て支援の視点

今後の子ども・子育て支援にあたっては、基本理念を受け、次の3つの視点を踏まえながら推進します。

(1) 子どもの視点

子ども・子育て支援の推進においては、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるように配慮することが必要であり、特に、子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った取組が重要です。

輝く未来と無限の可能性を持つ子どもの成長を第一に願い、「子どもにとっての幸せ」を考えた環境づくりを図ります。

(2) 次代の親づくりという視点

子どもは次代の親となるものとの認識の下、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組を進める必要があります。

子どもが親になったとき、子育てを楽しく思える、また子育ての喜びや生きがい、生命の尊さを若い世代に伝えられるような支援環境づくりを行います。

(3) 社会的視点

子どもを心身ともに健やかに育むためには、すべての家庭が安心して子育てができる環境整備が必要です。

本計画では、社会全体で子育て家庭をサポートできる体制づくりを図ります。また、女性の社会進出の増加に伴い、子育てしながら働きやすい環境づくりを促進します。

3. 基本目標

基本理念の実現を目指して取り組む事業の推進にあたり、3つの基本目標を定めます。

基本目標1 子どもがのびのびと元気に育つ町

さまざまな学習や生活体験を通じて子どもが自らの心と体をのびのびと成長させ、どんなときにもたくましく希望をもって生き抜くよう、子どもの育ちを応援する町を目指します。

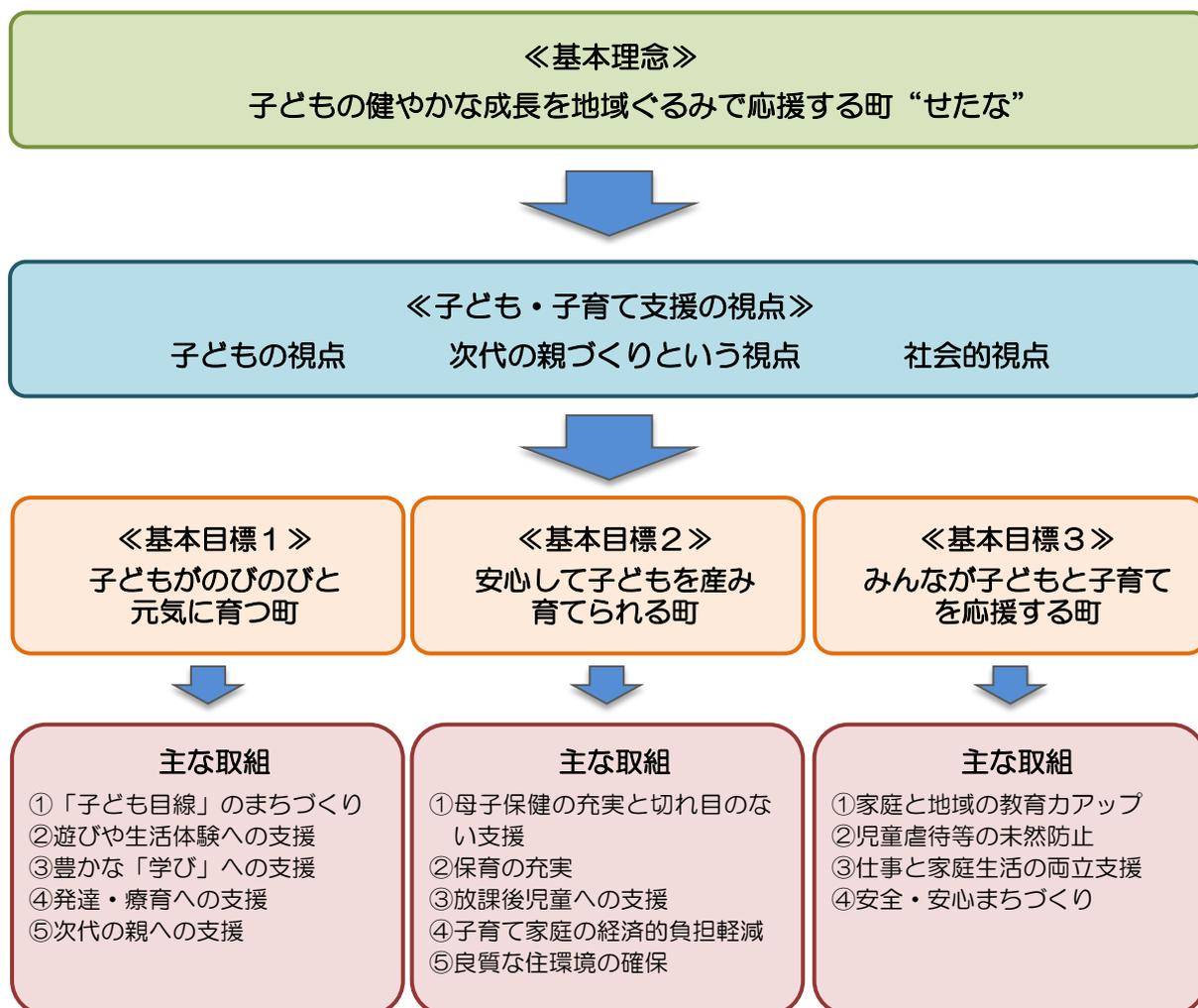
基本目標2 安心して子どもを産み育てられる町

母子保健や保育サービス等の子育て支援策の充実と、子どもと子育て家庭の暮らしを支える体制が整った、子育て応援の町を目指します。

基本目標3 みんなが子どもと子育てを応援する町

これから子どもの親になる人も、今、子育て中の人、すでに子育てを終わった人も、誰もがこぞって子どもを守り育てる、子どもと子育てを応援する町を目指します。

4. 計画の体系



第5章 施策の展開

基本目標1 子どもがのびのびと元気に育つ町

(1) 「子ども目線」のまちづくり

子どもの人権を守り、その声に耳を傾けながら、子どもが次代の地域社会の担い手として活躍できるよう努めるとともに、子どもの目線に立った施設等の整備や町のすべての子育て家庭への情報提供、広報啓発活動による子ども・子育て支援情報の共有化を図ります。

事業名	取組内容	担当課（主体）
子どもの権利擁護	大人も子どもも誰もが人権を尊重する意識を高めるため、人権について広報啓発活動を行い、あわせて、学校教育や社会教育での人権教育・人権学習を進めます。	総務課 町民児童課 保健福祉課 教育委員会
子ども自身が相談しやすい相談体制づくり	子どもたち自身が、周囲に気兼ねなく自由に相談できる体制づくりを進めます。	教育委員会 町民児童課
子どもの声を聴くまちづくりの推進	子どもの声や意見等を町政に取り入れるまちづくりを進めます。	総務課 まちづくり推進課
「子ども目線」の施設整備の推進	各施設・設備等について、子どもの視点に立った安全・安心な整備に努めます。	建設水道課 町民児童課 教育委員会
子どもと親の安全で気軽な遊び場づくり	公園や広場等を、身近な遊び場として適切に配置するとともに、子どもの発達段階を考慮した整備や町民等と協働した管理体制づくりを検討します。	建設水道課 町民児童課 教育委員会
情報提供・広報啓発活動の推進	関係課局が連携しながら、子育てや子どもの教育、医療、保健、福祉、生活等に係る情報提供を充実するとともに、町広報紙やホームページ等を活用した計画的な広報啓発活動を進めます。	総務課 まちづくり推進課 町民児童課 保健福祉課 教育委員会

(2) 遊びや生活体験への支援

子どもの心と体を育むかけがえのない時期に、成長段階に応じて、遊びを通じた学びや生命、食の大切さを知る、文化・芸術、スポーツを楽しむ、読書の習慣等の体験が日常的に得られるよう努めます。

事業名	取組内容	担当課（主体）
体験活動と学習機会の充実	自然体験・生活体験・放課後休日体験の機会を提供し、その中から学ぼうとする心を育みます。 ・自然体験活動事業 ・マリンスポーツ ・放課後休日体験	教育委員会

事業名	取組内容	担当課（主体）
各種青少年団体等の活動促進	関係課局や関係団体・機関等と連携して各種青少年活動等の活発化を目指します。 ・スポーツ少年団の活動支援	教育委員会
スポーツと健康づくりの習慣化	子どものときから生涯にわたってスポーツに親しむことが身につくよう、関係団体等と連携しながら、機会の提供と活動の充実をめめます。 ・スポーツ少年団の育成 ・健康づくりを目的としたスポーツ活動の推進 ・各種スポーツ大会・スポーツ教室の充実 ・スポーツ環境の整備	教育委員会
芸術・文化等に触れ、体験する機会の充実	次代を担う子どもたちが、すぐれた芸術文化等に、触れたり体験することで、豊かな感性と人と共感する心を育むことができるよう、体験機会等の充実をめめます。 ・児童生徒の芸術鑑賞機会の提供	教育委員会
読書活動の推進	本に親しみ、広い視野と考え方等を身につけ、さまざまな歴史や社会、異文化等を知り、豊かな感性と知識、人間性を育む読書活動を推進します。	教育委員会
絵本の読み聞かせ	乳幼児の頃から本に親しむ習慣を身につけるため、関係団体と連携しながら絵本の読み聞かせや紙芝居等の読書活動を促進します。 ・ブックスタート事業	教育委員会
食育の推進	正しい食習慣と地域の食文化を子どもに伝える、新しい食文化を創る等の取組を、関係課・団体等と連携しながら取り組みます。	教育委員会 保健福祉課

（3）豊かな「学び」への支援

子どもが、子ども自身もつ能力と可能性を開花させていけるよう、良好で適切な成長環境を整えながら、家庭、学校、地域が一体となって子どもの豊かな心と生きる力を育てていきます。

事業名	取組内容	担当課（主体）
学校教育の充実	児童生徒一人ひとりの個性や能力を伸ばし、基礎・基本をしっかり身につけさせるとともに、町の地域資源や人材を活用した自然体験、郷土体験等を行い、学びの機会の充実を図ります。	教育委員会
「心の教育」の充実	命を尊ぶ心や人を思いやる心など、豊かな人間性を育む「心の教育」の充実を図り、どんなときでも希望をもってたくましく生きる子どもを育てます。	教育委員会
学力向上対策の推進	各学校の「学力向上改善プラン」により指導法の工夫・改善と、教員の資質向上のための各種研修事業への支援、ICT機器等の配置整備による指導環境の充実をめめます。	教育委員会

事業名	取組内容	担当課（主体）
学校運営協議会活動の促進	開かれた学校づくりの推進を担う学校運営協議会の活動を促進し、地域と連携した学校経営を進めます。	教育委員会
地域ぐるみで学校運営を支援する取組の推進	ボランティア等による学習支援活動の促進に努めます。	教育委員会
就学前教育の充実	就学前児童の成長を、保育・幼児教育等関わる分野が連携して一体的に見守り成長を支えます。	教育委員会 町民児童課
幼保小の連携強化	認定こども園、保育所と小学校が、幼児・児童の実態や課題等について情報交流を行い、一貫した教育への連携を強化します。	町民児童課 教育委員会
サービスの質の向上	保育教諭、幼稚園教諭、保育士の知識・技術や施設運営の質を高めるため、研修等を充実します。	町民児童課 教育委員会
特別支援教育の推進	障がいのある子どもに対し、障がいによる困難を克服し自らの能力を伸ばし自立していくための教育を進めるため、特別支援教育支援員の配置や特別支援教育コーディネーターの選任、せたな町特別支援教育連携協議会活動を進めます。	教育委員会
教育支援委員会	就学予定児と児童・生徒の適正な教育措置の判断を行うため、保育士・保健師・教職員等の委員による調査審議を行います。	教育委員会
教育相談の充実	児童・生徒の教育や生活等に関する相談体制を充実します。	教育委員会

（４）発達・療育への支援

子ども一人ひとりがおもつ個性を尊重した適切な発達支援と療育等に努めるとともに、発達が気になる子どもの保護者へ必要な相談・支援等を行っていきます。

事業名	取組内容	担当課（主体）
療育・教育体制の充実	発達が気になる子どもとその保護者に対して、関係課局・機関等と連携しながら乳児期、認定こども園、保育所から小学校へと一貫した支援に努めます。	保健福祉課 教育委員会 町民児童課
巡回児童相談	函館児童相談所の児童福祉司・心理士等により、児童の心身の発達相談や育児等に関する相談、診断等を行います。	保健福祉課 函館児童相談所
子ども発達相談	今金子子ども発達支援センターやおしま地域療育センター等との連携で、言葉や精神面、発達面等が気になる乳幼児についての相談を行っています。あわせて認定こども園や保育所への支援を行います。	保健福祉課
子ども発達支援センターとの連携	今金町子ども発達支援センターの指導員が町実施の乳幼児健康相談の場を活用して、発達の面で気になる乳幼児を中心に相談支援等を行い、必要な乳幼児には療育へつなげます。	保健福祉課

(5) 次代の親への支援

次代の親となる子どもたちの心と体の健康づくり・衛生意識の向上に取り組みます。

事業名	取組内容	担当課（主体）
学校との連携による思春期保健	対策の推進地域保健部門と学校が連携し、思春期の心と体の健康づくりを推進します。（アルコール、薬物、たばこについての教育、性教育等）	保健福祉課 教育委員会
学校保健の推進	学校保健の取組を通じて、喫煙や飲酒、薬物等による影響についての啓発活動を推進します。	教育委員会
中学生生活習慣病健診	生活習慣病の予防を小児期から予防し、生活習慣を見直す機会となるよう主に中学2年生を対象に健診を行います。また、生活習慣病についての講話を中学生全体に行います。	保健福祉課 教育委員会

基本目標2 安心して子どもを産み育てられる町

(1) 母子保健の充実と切れ目のない支援

子どもと母親の心と体の健康づくりや相談、情報提供等各種の取組を進め、母親になることや子どもを育てることに伴う不安を軽減するとともに、子育て中の母親が孤立しないよう支援していきます。

また、妊娠、周産期、産後を含め、母子の安全と健康を守るため、関係医療機関と連携し、医療、保健の切れ目のない支援を行います。

事業名	取組内容	担当課（主体）
乳児健康診査	母子保健法に基づき、3～4か月児と経過観察中の乳児を対象に、医師診察、保健師による身体計測・保健指導を実施するとともに、アンケート等で虐待防止や育児不安の解消に努めます。	保健福祉課
1歳6か月児健康診査 3歳児健康診査	母子保健法に基づき、小児科医師の診察、歯科検診、身体計測のほか、保健師・管理栄養士・歯科衛生士による指導・相談支援を行い、成長度合い等の確認をします。	保健福祉課
5歳児健康診査	小児科医師の診察、歯科検診、身体計測のほか、今金高等養護学校の特別支援教育コーディネーターによることばの相談等を実施し、就学前の相談支援を行い、必要に応じて各関係機関や相談機関へつなぎ、不安や悩みなく就学へ向かえるよう支援します。	保健福祉課

事業名	取 組 内 容	担当課（主体）
新生児訪問 （赤ちゃん訪問・乳児家庭全戸訪問事業）	出産後の母親の体調や子どもの健康・発達状態を確認するため、乳児の身体計測、育児へのアドバイスや母子保健事業、予防接種事業等の説明・指導を行います。あわせて質問票を用いて母親の精神状態の把握に努め、育児に対する不安や悩みの解消に努めます。	保健福祉課
歯科検診 フッ素・サホライド塗布	歯科医師、歯科衛生士による歯科検診の実施、虫歯予防のためのフッ素塗布、虫歯の進行を防止するためのサホライド塗布、歯磨き指導を行い、う歯保有率の減少と健康な歯づくりを進めます。	保健福祉課
予防接種	予防接種法に基づき、感染のおそれのある病気の発生と蔓延予防のため、四種混合・BCG・麻しん・風しん・ヒブ・小児肺炎球菌・二種混合等の予防接種を実施します。	保健福祉課
子どもの健康教室	保護者のニーズや保健師が設定するテーマについて、乳幼児健康相談利用者等を対象に育児についての知識・技術の習得や、母親同士の交流の機会とするため教室を開催します。	保健福祉課
健康づくり健診	18～39歳までの町民を対象に、生活習慣病の早期発見・早期治療、自分の生活習慣の振り返りなどのため、健診を実施します。	保健福祉課
妊婦一般健康診査	妊娠期の異常の発見と治療、適切な育児支援を実施することで、安全な分娩と健康な子どもの出産に努めるため、妊婦一般健康診査票と妊娠超音波検査票を、それぞれ14回分発行します。発行時には、保健師が指導や相談に対応します。	保健福祉課
乳幼児健康診査受診票の発行	低出生体重児や障がい児等、出生又は専門医療機関で健診が必要な子ども等に、乳児一般健康診査受診票を発行します。	保健福祉課
母子健康手帳の交付	母子保健法に基づき、健康に子どもを産み育てるために、妊娠の届出を受けて母子健康手帳を交付します。交付時には保健師が、各種の情報提供や相談等に対応します。	保健福祉課
母子保健支援システム （養育支援事業）	医療機関等関係機関との連携・協力で、養育支援が必要な家庭（妊産婦・新生児・18歳未満の児童）の情報を把握し、迅速・適切に対応します。この体制を母子保健支援システムといいます。	保健福祉課
子育て世代包括支援センターの設置	子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠・出産期から子育て期にわたり、切れ目なく支援を行います。	保健福祉課

事業名	取組内容	担当課（主体）
乳幼児健康相談	乳幼児に身体計測等を実施して心身の健康状態を確認しながら、保健師・管理栄養士等による保健指導を行い、保護者の育児不安の軽減や乳幼児の生活習慣の確立へ向けた支援を行います。	保健福祉課
離乳食訪問	管理栄養士が、主に初産婦を対象に、離乳食の勧め方や栄養についての指導を行い、不安なく離乳食が進められるよう支援を行います。	保健福祉課

（２）保育の充実

子ども・子育て支援事業を通じて、多様化する子育て家庭のニーズを考えあわせながら保育サービスの充実に努めます。

事業名	取組内容	担当課（主体）
通常保育事業（認定こども園、保育所）	新制度移行に伴い、保育の必要性の認定を受けた児童を対象に、保護者に代わり認定こども園及び保育所での保育を実施します。	町民児童課
一時預かり事業	育児疲れの解消や急病、パート就労等による一時的な保育ニーズに対応するため、認定こども園・保育所での一時預かり事業を進めます。 また、認定こども園の教育認定児を対象に預かり保育を実施します。	町民児童課
延長保育（時間外保育）	保育短時間認定児を対象に、通常の保育時間延長して預かります。	町民児童課
障がい児保育	町内の教育・保育施設において、障がい児など特別な支援を必要とする児童の受け入れに努めます。	町民児童課
地域子育て支援センター事業（地域子育て拠点事業）	常時、子育て家庭の育児不安等への相談・指導を行うとともに子育て情報の提供等を行い、子育て家庭に対する支援を行います。また、親子が自由に交流できる場として子育て支援センターを開放するとともに、子育てサークルについては関係課と連携して対応します。あわせて、関係課と連携して子育てや健康に関する相談、体験活動等を行います。 一方、新制度の利用者支援事業については別に体制をとらず、子育て支援センターの機能を充実する方向で行います。	町民児童課

(3) 放課後児童への支援

小学校児童の放課後の安全と健全育成を図るため、放課後児童健全育成事業を充実します。

事業名	取組内容	担当課（主体）
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	小学生児童に安全・安心な放課後の居場所を確保して、児童の健全育成に寄与するため、新制度の下で放課後児童健全育成事業を実施します。	町民児童課
指導内容・施設の充実	指導員の資質向上と指導内容の充実に努めるとともに、施設の改善を図ります。	町民児童課

(4) 子育て家庭の経済的負担軽減

子育て家庭の経済的負担を軽減するため、各種手当、医療費助成等を行います。また、ひとり親家庭や障がいのある子どもがいる家庭等に対して相談や支援を行っていきます。

事業名	取組内容	担当課（主体）
出生祝金の支給	次世代を担う新生児の健やかな成長を願い、出産時にお祝い金を支給します	まちづくり推進課
妊産婦医療費の助成	母子手帳を交付した月から出産した月の翌月末日までの期間を対象に、医療費の一部を助成しています。	町民児童課
子どもの医療費の助成	18歳未満の児童（誕生日以降の最初の3月31日まで）を対象に、医療費を助成しています。	町民児童課
未熟児養育医療給付	出生時体重が2,000g以下等の未熟児であって、医師が入院養育が必要と認めた場合に、その養育に必要な医療の給付を行います。	町民児童課
出産育児一時金の支給	国民健康保険の被保険者が出産した場合（他の医療保険制度で同様の給付を受けられる場合を除く）、出産子一子につき一時金を支給します。	町民児童課
ひとり親家庭等への支援	制度に基づく手当の支給や福祉医療費助成等とあわせ、ひとり親家庭等への適切な相談・支援を行います。	町民児童課
障がいのある子どもとその家庭への支援	制度に基づく手当等の支給を行うとともに、適切な相談対応やケアマネジメントのもとで、子どもとその家庭を支援していきます。	保健福祉課
保育料の軽減	子どもの保育料について、国基準額からの軽減やひとり親世帯や多子世帯等への減免を行います。 ※3歳以上の子どもについては、幼児教育・保育の無償化の対象となります。	町民児童課
給食費の無償化	現在実施している学校及び保育所の給食費（主食・副食ともに）無償化を継続して実施します。	町民児童課 教育委員会

(5) 良質な住環境の確保

他の子ども・子育て支援施策と連携した、子ども・子育て世帯が安心して快適に暮らし続けることができる住環境整備を目指します。

事業名	取組内容	担当課（主体）
住宅環境情報提供	町内の住宅取得に関する情報提供を行います。	まちづくり推進課
町営住宅の整備	子育て世帯が、安全・安心で快適な住生活を営むことができるよう、町営住宅の建て替え時にユニバーサルデザインを取り入れるなど、快適な居住環境の創出を図ります。	建設水道課

基本目標 3 みんなが子どもと子育てを応援する町

(1) 家庭と地域の教育力アップ

子どもを育てるのは親の責任ですが、地域もまた子ども、子育て、子育て家庭を見守りながら地域で一緒に子どもを育てるとの意識をもつことが大切です。町は、教育の原点である家庭の教育力の向上と、地域で子どもを育てる地域の教育力の向上に努めます。

事業名	取組内容	担当課（主体）
子どもをもつ親への学習機会・情報の提供	子育て家庭を取り巻く社会が変化中、家庭教育への支援を充実します。	教育委員会
親と子のふれあいを高める活動の推進	家庭や子育て等に関する親の意識が変化中、子育ての楽しさや喜びを深めてもらう一助とするために、親と子のふれあいを高める活動を推進します。	教育委員会 保健福祉課
世代間交流事業の推進	子どもと高齢者、異なる年齢の子ども同士等の交流を通じた知恵や技術・技能の継承、友だちづくり、世代間の相互理解の促進、各種体験活動による視野や知恵の広がりなど、豊かな次代の人材を育成する取組を進めます。	教育委員会 保健福祉課
子育て交流活動の促進	子育てサークルや保護者会、PTA等の活動促進とネットワーク化を図るとともに、これらの活動への父親参加を促進します。	教育委員会 保健福祉課 町民児童課
家庭教育支援体制づくり	家庭、学校、地域、関係団体、高齢者等との連携を促進し、家庭教育支援体制づくりを進めます。	教育委員会 保健福祉課 町民児童課
子どもと子育てへの町民理解の促進	子育てや子どもの教育、人権尊重、男女共同参画への町民理解を一層深めるため、啓発や各種行事等を活用した広報啓発を進めます。	総務課 保健福祉課 町民児童課 教育委員会

事業名	取組内容	担当課（主体）
子ども会活動の促進	親子ふれあい推進事業や単位子ども会活動、せたな町子ども育成会連絡協議会主催カルタ大会への支援を行っていますが、今後も継続して支援します。	教育委員会

（２）児童虐待等の未然防止

児童虐待やDV（家族など、親しい人から受ける暴力）は、あってはならないことです。

今後一層、関係課・局、関係機関等との連携を深めながら、虐待やDVの未然防止と早期の適切な対応を進めます。

事業名	取組内容	担当課（主体）
児童虐待・DV等への対策ネットワークの強化	要保護児童対策地域協議会を構成する関係課・団体等との連携を深めながら、連絡・相談・対策に係る緊密なネットワークの強化に努めます。	保健福祉課 町民児童課
児童虐待等についての意識啓発	虐待やDVに対する基本認識をはじめ、それらの予防と早期発見、早期対応等についての意識啓発に努めます。	保健福祉課 町民児童課
民生児童委員・社会福祉協議会活動の促進	民生児童委員の活動を支援するとともに、地域全体での見守りを促進するための社会福祉協議会の取組を支援します。	保健福祉課
虐待予防体制の強化	健康診査や相談、健康教室等母子保健活動を通して、観察、訪問、養育支援、関係機関との連携を進め、日常的に児童虐待、DV等の未然防止に努めます。	保健福祉課
児童虐待に関する一元的な相談窓口の設置	児童虐待の一元的な相談窓口を設置し、児童虐待に関する実情の把握や社会資源の情報提供を行うほか、相談等への対応を行い、子ども家庭総合支援拠点としての機能を提供します。 ※令和3年度設置予定	保健福祉課 又は 町民児童課

（３）仕事と家庭生活の両立支援

仕事と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を目指し、働き方の見直しや男女共同参画のまちづくり、企業への啓発等を通じた職場環境づくり、ハローワーク等関係機関、商工会等との連携による就労支援等に努めます。

事業名	取組内容	担当課（主体）
仕事と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に向けた意識啓発	働き方の見直しや仕事と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた意識啓発を、広報紙等を通じて実施します。	総務課 まちづくり推進課 町民児童課
育児・介護休業法の周知徹底と休暇・休業制度の定着化	関係課や関係団体等と連携し、育児・介護休業法等の関係法制度の周知・啓発を行うとともに、趣旨にのっとり、育児・介護・看護等に係る就業規則等の整備と運用を働きかけます。	総務課 町民児童課

事業名	取組内容	担当課（主体）
職場環境づくりの促進	勤労者の健康が保持され、家族、友人等との充実した時間、生活等を確保できるよう、長時間勤務の抑制や年次有給休暇制度の取得等、働き方の見直しについての取組を関係機関・団体等と連携しながら促進します。また、ワーク・ライフ・バランスの実現や次世代育成支援のための一般事業主行動計画の実施を促進します。	総務課
男女共同参画の推進	子育てや家事等を男女がともに担い支えあうことができる環境づくりを目指し、あらゆる機会を通じた意識づくりや情報提供等による全町的な気運の醸成と実践の促進に努めます。	総務課 町民児童課 教育委員会
仕事と家庭の両立支援制度の周知	仕事と家庭の両立支援に向けた事業主のための助成・融資制度、労働者支援制度等について、関係機関・団体等と連携しながら周知・啓発に努めます。	総務課 町民児童課
「道民育児の日」「道民家庭の日」の周知	社会全体で子育てを支援することやワーク・ライフ・バランスを促進するために道が定めた、「道民育児の日」（毎月19日）と「道民家庭の日」（毎月第3日曜日）の周知に努めます。	総務課 町民児童課 教育委員会

（4）安全・安心まちづくり

子どもが自らの身を守る力を育むとともに、地域が一体となった交通安全、防犯等の取組を促進するなど、町民が安全に生活できるまちづくりを推進します。

また、子どもや子育て中の町民、障がいのある人、高齢者等が安全に安心して暮らせる町にするため、バリア（障壁）のない、誰もが安全で安心できる生活環境づくりの推進に努めます。

事業名	取組内容	担当課（主体）
通学路の安全確保	子どもや子ども連れの人の安全な通行を確保するため、歩道整備や冬期除排雪対策の充実に努めます。	建設水道課
道路・公共施設のバリアフリー推進	歩道と車道の段差解消、安全な公園・広場づくり、公共施設のバリアフリー化を進めます。	建設水道課
安全・安心な遊び場づくり	既存公園等の維持管理の充実や改善等により身近な遊び場を充実するとともに、地域の特性に応じた公園等の整備を行います。	まちづくり推進課 町民児童課 建設水道課
児童・生徒への交通安全教育の推進	関係機関・団体等と連携し、児童・生徒の交通安全教育を行います。	総務課
子どもを犯罪から守る活動の推進	子どもを犯罪から守るため、家庭、学校、保育所、地域、関係機関・団体等との連携を深めるとともに、防犯講習会の開催や防犯協会等ボランティア活動の促進に努めます。	総務課 教育委員会
街路灯、防犯灯の整備推進	子どもたちを犯罪の被害から守るため、通学路等の街路灯、防犯灯整備を促進します。	総務課 建設水道課

事業名	取 組 内 容	担当課（主体）
学校の安全管理の推進	各学校で状況に即した安全管理を行い児童・生徒の安全を守ります。	教育委員会
地域防災体制の充実	地域防災体制の充実に努め、災害時等に乳幼児や妊婦等の安全・迅速な避難誘導を行います。	総務課

第6章 子ども・子育て支援事業計画

1. 子ども・子育て支援制度の概要

(1) 子ども・子育て支援給付

従来の「子どものための教育・保育給付」及び「児童手当等交付金」に加え、令和元年10月1日からの教育・保育の無償化に伴い新設される「子育てのための施設等利用給付」から構成され、国が統一的な基準等を設けて各市町村でサービスの提供を行います。

(2) その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援

市町村が独自に実施する各種事業が対象となる「地域子ども・子育て支援事業」及び「仕事・子育て両立支援事業」で構成され、「地域子ども・子育て支援事業」は市町村ごとに地域の実情に応じたサービス提供を行います。

《子ども・子育て支援新制度の概要》

子ども・子育て支援給付	子どものための教育・保育給付	
	施設型給付	幼稚園、保育所、認定こども園
	地域型保育給付	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
	子育てのための施設等利用給付	
	施設等利用費	認定こども園（国立・公立大学法人立）、幼稚園（未移行）、認可外保育施設、特別支援学校、一時預かり事業、預かり保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業
	児童手当等交付金	
児童手当法等に基づく児童手当等の給付		
養育している者に必要な支援 その他の子ども及び子どもを	地域子ども・子育て支援事業	
	①利用者支援事業	
	②地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）	
	③妊婦健康診査	
	④乳児家庭全戸訪問事業	
	⑤養育支援訪問事業他	
	⑥子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	
	⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	
	⑧一時預かり事業	
	⑨延長保育事業（時間外保育事業）	
	⑩病児保育事業（病児・病後児保育事業）	
	⑪放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	
	⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	
⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業		
仕事・子育て両立支援事業		
企業主導型保育事業、企業主導型ベビーシッター利用者支援事業		

(3) 子どものための教育・保育給付の認定区分

子どものための教育・保育給付（施設型給付、地域型保育給付）に基づく幼稚園、保育所、認定こども園の利用にあたっては、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づく保育の必要性を認定（認定区分）します。

認定区分	年齢	保育の必要性	主な利用施設
1号認定	満3歳以上	保育の必要性なし	幼稚園、認定こども園
2号認定		保育の必要性あり (保育認定)	保育所、認定こども園
3号認定	満3歳未満		保育所、認定こども園、地域型保育

(4) 子育てのための施設等利用給付の認定区分

令和元年10月1日より開始された幼児教育・保育の無償化に伴い、「子育てのための施設等利用給付」が新設されました。この給付を受けるにあたっては、下記の認定を受ける必要があります。

認定区分	支給要件	主な利用施設
新1号認定	・新2号認定子ども、新3号認定子ども以外	幼稚園、特別支援学校等
新2号認定	・満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前の子ども ・別途定められた事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	認定こども園、幼稚園、特別支援学校（満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号）
新3号認定	・満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前の子ども ・別途定められた事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの ・保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの	認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（2歳児まで新3号、3歳児からは新2号）

2. 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域は、子ども・子育て支援法に係る教育・保育事業を提供する基礎となる市町村内の区域で、教育・保育施設や地域型保育事業の認可・認定の際に需給調整の判断基準となります。

教育・保育提供区域は、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を基本に、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件、教育・保育の整備状況等を総合的に勘案した上で、市町村が独自に設定します。

本町における子ども・子育て支援制度の推進にあたっては、現在の自治区である3地区をそのまま教育・保育提供区域としてきました。本計画においてもこれまでの区域設定を継承し、せたな町内を3区域とします。

なお、区域設定については、就学前の子どもの区分（認定区分）ごと、地域子ども・子育て支援事業の事業ごとになど、実態に応じて設定することも可能なことから、主に地区に基づく設定とはしていますが、事業によっては全町域を対象にしています。

(1) 教育・保育提供区域

事業区分	提供区域	区域設定の考え方
1号認定（3～5歳）	3区域	現状の提供体制を継承し、3区域とします。
2号認定（3～5歳）		
3号認定（0歳）		
3号認定（1～2歳）		

(2) 地域子ども・子育て支援事業提供区域

事業	提供区域	区域設定の考え方
①利用者支援事業	3区域	現状の提供体制を継承し、3区域とします。
②地域子育て支援拠点事業 （子育て支援センター）		
③妊婦健康診査事業		
④乳児家庭全戸訪問事業		
⑤養育支援訪問事業	1区域 （町全域）	現状の提供体制や事業の実施状況から、1区域とします。
⑥子育て短期支援事業 （ショートステイ事業）		
⑦子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）		
⑧一時預かり事業	3区域	現状の提供体制を継承し、3区域とします。
⑨延長保育事業（時間外保育事業）		
⑩病児保育事業 （病児・病後児保育事業）	1区域 （町全域）	現状の提供体制や事業の実施状況から、1区域とします。
⑪放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）	3区域	現状の提供体制を継承し、3区域とします。

3. 児童人口の将来推計

計画期間の児童人口の推計にあたっては、住民基本台帳の人口推移を踏まえ、コーホート変化率法により算出しました。

就学前児童・小学生児童ともに、減少する見込みとなっています。

■就学前児童数の推計値

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	28	30	28	24	24	22
1歳	33	28	29	28	24	24
2歳	29	34	28	28	27	24
3歳	29	30	35	28	28	27
4歳	31	29	30	36	28	28
5歳	40	30	28	31	36	28
合計	190	181	178	175	167	153

※住民基本台帳人口（平成26年～令和元年、各年4月1日現在）に基づくコーホート変化率法による推計

■小学生児童数の推計値

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
6歳	37	40	30	28	31	36
7歳	40	37	40	30	28	31
8歳	53	40	37	40	30	28
9歳	43	53	40	37	40	30
10歳	52	43	53	40	37	40
11歳	44	52	43	53	40	37
合計	269	265	243	228	206	202

※住民基本台帳人口（平成26年～令和元年、各年4月1日現在）に基づくコーホート変化率法による推計

4. 教育・保育の量の見込みと確保方策

計画期間の「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」、「量の見込み」に対応する教育・保育施設及び地域型保育事業による提供体制の確保方策及び実施時期を定めます。

【せたな町全域】

(1) 1号認定（3歳以上／幼稚園・認定こども園）

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	人	17	17	17	19	16
1号認定		13	13	13	13	12
2号認定で教育の意向が強い		4	4	4	6	4
確保方策 ②		20	20	20	20	20
過不足（②－①）		3	3	3	1	4

(2) 2号認定（3歳以上／保育所・認定こども園）

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	人	66	70	71	68	60
確保方策 ②		84	84	84	84	84
過不足（②－①）		18	14	13	16	24

(3) 3号認定（3歳未満／保育所・認定こども園）

①0歳

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	人	14	13	11	11	10
確保方策 ②		15	15	15	15	15
過不足（②－①）		1	2	4	4	5

②1・2歳

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	人	49	45	44	40	38
確保方策 ②		51	51	51	51	51
過不足（②－①）		2	6	7	11	13

《確保方策の考え方》

1号認定は認定こども園きたひやまの教育部分、2号認定及び3号認定は認定こども園の保育分、瀬棚保育所及び大成保育園での受け入れを確保方策とします。

今後は児童数が減少すると想定されるため、認定こども園及び保育所の現状の受け入れ体制で量の見込みに対する供給量を確保できる見込みです。

【北檜山区】

(1) 1号認定（3歳以上／幼稚園・認定こども園）

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	人	12	12	12	13	11
1号認定		10	10	10	10	9
2号認定で教育の意向が強い		2	2	2	3	2
確保方策 ②		14	14	14	14	14
過不足（②－①）		2	2	2	1	3

(2) 2号認定（3歳以上／保育所・認定こども園）

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	人	47	46	47	49	45
確保方策 ②		55	55	55	55	55
過不足（②－①）		8	9	8	6	10

(3) 3号認定（3歳未満／保育所・認定こども園）

①0歳

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	人	11	10	9	9	8
確保方策 ②		11	11	11	11	11
過不足（②－①）		0	1	2	2	3

②1・2歳

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	人	39	36	33	31	30
確保方策 ②		39	39	39	39	39
過不足（②－①）		0	3	6	8	9

【瀬棚区】

(1) 1号認定（3歳以上／幼稚園・認定こども園）

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	人	5	5	5	6	5
1号認定		3	3	3	3	3
2号認定で教育の意向が強い		2	2	2	3	2
確保方策 ②		6	6	6	6	6
過不足（②－①）		1	1	1	0	1

(2) 2号認定（3歳以上／保育所・認定こども園）

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	人	10	12	12	10	9
確保方策 ②		17	17	17	17	17
過不足（②－①）		7	5	5	7	8

(3) 3号認定（3歳未満／保育所・認定こども園）

①0歳

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	人	1	1	1	1	1
確保方策 ②		1	1	1	1	1
過不足（②－①）		0	0	0	0	0

②1・2歳

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	人	7	7	6	5	5
確保方策 ②		7	7	7	7	7
過不足（②－①）		0	0	1	2	2

【大成区】

(1) 1号認定（3歳以上／幼稚園・認定こども園）

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	人	0	0	0	0	0
1号認定		0	0	0	0	0
2号認定で教育の意向が強い		0	0	0	0	0
確保方策 ②		0	0	0	0	0
過不足（②―①）		0	0	0	0	0

(2) 2号認定（3歳以上／保育所・認定こども園）

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	人	9	12	12	9	6
確保方策 ②		12	12	12	12	12
過不足（②―①）		3	0	0	3	6

(3) 3号認定（3歳未満／保育所・認定こども園）

①0歳

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	人	3	3	2	2	2
確保方策 ②		3	3	3	3	3
過不足（②―①）		0	0	1	1	1

②1・2歳

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み①	人	3	2	5	4	3
確保方策 ②		5	5	5	5	5
過不足（②―①）		2	3	0	1	2

5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

子どもとその保護者が、幼稚園・保育所・認定こども園等の施設選択や一時預かり事業、放課後児童クラブ等の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、利用者の身近なところで情報収集・提供、相談対応、助言を行うとともに関係機関との連絡調整等を行う事業です。

【せたな町全域】

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	箇所	0	0	0	0	0
基本型・特定型		0	0	0	0	0
母子保健型		0	0	0	0	0

【北檜山区】

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	箇所	0	0	0	0	0
基本型・特定型		0	0	0	0	0
母子保健型		0	0	0	0	0

【瀬棚区】

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	箇所	0	0	0	0	0
基本型・特定型		0	0	0	0	0
母子保健型		0	0	0	0	0

【大成区】

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	箇所	0	0	0	0	0
基本型・特定型		0	0	0	0	0
母子保健型		0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

本町では利用者支援事業としては実施せず、役場窓口や3地区に設置している子育て支援センターにおいて子育てに関する相談・助言等に対応するほか、地域の子育て支援に取り組みます。

(2) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談・情報提供・助言その他の援助を行う事業です。

【せたな町全域】

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	人回/月	353	327	306	287	268
確保方策 ②		400	400	400	400	400
過不足(②-①)		47	73	94	113	132

【北檜山区】

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	人回/月	279	256	237	225	213
確保方策 ②		300	300	300	300	300
過不足(②-①)		21	44	63	75	87

【瀬棚区】

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	人回/月	53	53	45	41	37
確保方策 ②		60	60	60	60	60
過不足(②-①)		7	7	15	19	23

【大成区】

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	人回/月	21	18	24	21	18
確保方策 ②		40	40	40	40	40
過不足(②-①)		19	22	16	19	22

【確保方策の考え方】

本町では、北檜山子育て支援センター、瀬棚子育て支援センター、大成子育て支援センターの3箇所を設置し、地域子育て支援拠点事業を実施しています。

現状の体制を維持することで、量の見込みに対する供給量は確保できる見通しです。

今後も事業を継続するとともに、その充実に努めます。

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【せたな町全域】

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	人	300	280	240	240	220
確保方策 ②		300	280	240	240	220
過不足(②-①)		0	0	0	0	0

【北檜山区】

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	人	230	210	190	190	170
確保方策 ②		230	210	190	190	170
過不足(②-①)		0	0	0	0	0

【瀬棚区】

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	人	40	40	30	30	30
確保方策 ②		40	40	30	30	30
過不足(②-①)		0	0	0	0	0

【大成区】

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	人	30	30	20	20	20
確保方策 ②		30	30	20	20	20
過不足(②-①)		0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

現状でも量の見込みに十分対応可能であるため、現状の体制を維持することを確保方策とします。

妊婦一般健康診査受診票と超音波検査受診票の交付を継続するとともに、若年者の健康管理や思春期教育を進めます。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児家庭全戸を訪問し、子育て情報の提供や乳児とその保護者の心身の状況、養育環境の把握、養育についての相談助言支援を行う事業です。

【せたな町全域】

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	人	30	28	24	24	22
確保方策 ②		30	28	24	24	22
過不足 (②-①)		0	0	0	0	0

【北檜山区】

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	人	23	21	19	19	17
確保方策 ②		23	21	19	19	17
過不足 (②-①)		0	0	0	0	0

【瀬棚区】

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	人	4	4	3	3	3
確保方策 ②		4	4	3	3	3
過不足 (②-①)		0	0	0	0	0

【大成区】

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	人	3	3	2	2	2
確保方策 ②		3	3	2	2	2
過不足 (②-①)		0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

北檜山区、瀬棚区、大成区とも全戸訪問を実施しており、現状でも量の見込みに十分対応可能であるため、現状の体制を維持することを確保方策とします。

転出や入院等の事情で訪問できない場合は、電話等で状況確認後、改めて訪問しています。また、訪問等にあわせて発達や栄養、生活等の相談・指導、サービス紹介等の情報提供も行っています。

出生数が少ない地区については、母親の育児力の向上や孤立防止等を目指してコミュニケーションを深める等の取組を継続します。

(5) 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問やその他の保健事業等で把握した養育支援が必要な家庭を訪問して、保護者の相談指導や育児・家事等の養育能力向上のための支援を行う事業です。

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	人	1	1	1	1	1
確保方策 ②		1	1	1	1	1
過不足(②-①)		0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

現状でも量の見込みに十分対応可能であるため、現状の体制を維持することを確保方策とします。今後も乳児家庭全戸訪問事業等を通じて対象者を把握するとともに、早期に支援につなげていきます。

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

保護者の病気や仕事等の理由で、一時的に家庭で子どもを養育することが困難になった場合、児童養護施設等で宿泊を伴う養育・保護を行う事業です。

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	人日/年	0	0	0	0	0
確保方策 ②		0	0	0	0	0
過不足(②-①)		0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

本町には児童福祉施設がなく、子育て短期支援事業を実施する体制を整備することが難しい状況にあります。量の見込みの推計では、計画期間内において子育て短期支援事業の利用はないと見込んでいますが、ニーズが生じた場合は、広域利用等を検討します。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の見込み ①	人日	0	0	0	0	0	
		低学年	0	0	0	0	0
		高学年	0	0	0	0	0
確保方策 ②	人日	0	0	0	0	0	
		低学年	0	0	0	0	0
		高学年	0	0	0	0	0
過不足(②-①)		0	0	0	0	0	

【確保方策の考え方】

本町では実施しておらず、ニーズ調査による利用の希望もないことから、計画期間内における実施の予定はありませんが、ニーズが生じた場合は、広域利用等を検討します。

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において一時的な預かりや必要な保護を行う事業です。

①一時預かり事業（幼稚園型）

【せたな町全域】

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	人日/年	1,137	1,200	1,220	1,165	1,082
1号認定		17	16	17	17	16
2号認定で教育の意向が強い		1,120	1,184	1,203	1,148	1,066
確保方策 ②		1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
過不足(②-①)		163	100	80	135	218

【北檜山区】

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	人日/年	628	618	638	656	609
1号認定		17	16	17	17	16
2号認定で教育の意向が強い		611	602	621	639	593
確保方策 ②		700	700	700	700	700
過不足(②-①)		72	82	62	44	91

【瀬棚区】

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	人日/年	509	582	582	509	473
1号認定		0	0	0	0	0
2号認定で教育の意向が強い		509	582	582	509	473
確保方策 ②		600	600	600	600	600
過不足(②-①)		91	18	18	91	127

【大成区】

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	人日/年	0	0	0	0	0
1号認定		0	0	0	0	0
2号認定で教育の意向が強い		0	0	0	0	0
確保方策 ②		0	0	0	0	0
過不足(②-①)		0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

認定こども園きたひやまでの受け入れを確保方策とします。これまでの受け入れ実績を考慮すると、現状の体制を維持することで量の見込みに対する供給量は確保できる見通しです。

②一時預かり事業（幼稚園型を除く）

【せたな町全域】

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	人日/年	93	92	91	85	76
確保方策 ②		100	100	100	100	100
過不足(②-①)		7	8	9	15	24

【北檜山区】

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	人日/年	68	64	62	61	57
確保方策 ②		70	70	70	70	70
過不足(②-①)		2	6	8	9	13

【瀬棚区】

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	人日/年	9	10	9	8	7
確保方策 ②		10	10	10	10	10
過不足(②-①)		1	0	1	2	3

【大成区】

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	人日/年	16	18	20	16	12
確保方策 ②		20	20	20	20	20
過不足(②-①)		4	2	0	4	8

【確保方策の考え方】

認定こども園きたひやま、瀬棚保育所及び大成保育園での受け入れを確保方策とします。これまでの受け入れ実績を考慮すると、現状の体制を維持することで量の見込みに対する供給量は確保できる見通しです。

(9) 延長保育事業（時間外保育事業）

保育認定を受けた子どもを、通常の利用時間以外の時間に保育を行う事業です。

【せたな町全域】

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	人日	37	36	36	34	31
確保方策 ②		44	44	44	44	44
過不足(②-①)		7	8	8	10	13

【北檜山区】

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	人日	31	29	28	28	26
確保方策 ②		35	35	35	35	35
過不足(②-①)		4	6	7	7	9

【瀬棚区】

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	人日	1	1	1	1	1
確保方策 ②		2	2	2	2	2
過不足(②-①)		1	1	1	1	1

【大成区】

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	人日	5	6	7	5	4
確保方策 ②		7	7	7	7	7
過不足(②-①)		2	1	0	2	3

【確保方策の考え方】

認定こども園きたひやま、瀬棚保育所及び大成保育園で実施している延長保育を確保方策とします。これまでの受け入れ実績を考慮すると、量の見込みに対する供給量は確保できる見通しです。

(10) 病児保育事業

保護者が就労等の理由により、家庭で保育できない病気や病気の回復期にある乳幼児や小学生を対象に、病院や保育所等で保育を行う事業です。

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	人日	66	63	62	60	56
確保方策 ②		0	0	0	0	0
過不足(②-①)		△66	△63	△62	△60	△56

【確保方策の考え方】

病児保育事業は量の見込みがあり利用ニーズがある状況ですが、本町の保育施設及び医療施設は、病児保育事業を行うための設備が整っておらず、必要となる人材の確保も困難な状況にあります。

今後は近隣で本事業を実施している自治体との調整を行うなどの対応を検討します。

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

【せたな町全域】

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	人	83	80	75	71	76
1年生		27	21	20	22	27
2年生		24	26	20	19	20
3年生		16	19	20	15	15
4年生		12	9	10	10	9
5年生		2	4	3	3	3
6年生		2	1	2	2	2
確保方策 ②		95	95	95	95	95
過不足 (②-①)		12	15	20	24	19

【北檜山区】

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	人	69	67	62	56	58
1年生		22	18	16	14	20
2年生		18	21	17	15	13
3年生		15	14	16	13	12
4年生		11	9	8	9	8
5年生		2	4	3	3	3
6年生		1	1	2	2	2
確保方策 ②		70	70	70	70	70
過不足 (②-①)		1	3	8	14	12

【瀬棚区】

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	人	8	8	8	7	8
1年生		4	2	3	3	3
2年生		3	4	2	3	3
3年生		1	2	3	1	2
4年生		0	0	0	0	0
5年生		0	0	0	0	0
6年生		0	0	0	0	0
確保方策 ②		12	12	12	12	12
過不足 (②-①)		4	4	4	5	4

【大成区】

区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み ①	人	6	5	5	8	10
1年生		1	1	1	5	4
2年生		3	1	1	1	4
3年生		0	3	1	1	1
4年生		1	0	2	1	1
5年生		0	0	0	0	0
6年生		1	0	0	0	0
確保方策 ②		13	13	13	13	13
過不足 (②-①)		7	8	8	5	3

【確保方策の考え方】

北檜山区、瀬棚区、大成区にそれぞれ1クラブ設置されている放課後児童クラブを確保方策とします。これまでの受け入れ実績を考慮すると、量の見込みに対する供給量は確保できる見通しです。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

現在実施している給食費（主食・副食ともに）無償化を継続します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、又は運営を促進するための事業です。

新規参入を希望する事業者がいた場合に相談、助言等を行います。

今後は事業者からの申請状況等を勘案しながら、必要に応じて事業を展開することとします。

6. 教育・保育の一体的提供の推進

(1) 認定こども園の普及及び推進

認定こども園は、保護者の就労状況等にかかわらず、新制度における教育・保育を一体的に受けることが可能な施設であるため、国においても、普及に向けた取組が進められています。

本町は、認定こども園が1箇所、認可保育所が2箇所ありますが、本町の就学前児童数は減少傾向にあることから、既存保育所については、当面は現状のまま運営を行っていくこととします。ただし、教育・保育の量の見込みや財政状況等を十分考慮し、その必要性が認知される場合には取組を進めるものとします。また、国及び道において財政支援メニューがある場合には、その活用を検討していくものとします。

(2) 質の高い教育・保育についての基本的考え方

幼児期の教育・保育は、子どもたちの「生きる力」の基礎や生涯にわたる人格形成の基盤を培う極めて重要なものであることから、子どもの発達に応じた質の高い教育・保育の提供に努めます。保育所に対しては、質の高い幼児期の教育・保育を総合的に提供できる環境を整えていくため、必要な措置を講じます。

支援を必要とする子どもに対しては、せたな町障がい者計画等との整合・連携を図り、ニーズに応じた質の高い幼児期の教育・保育の提供に努めます。

(3) 地域子ども・子育て支援事業についての基本的考え方

すべての子どもに対し、関連する諸制度との連携を図り、健やかな育ちを支援し、ニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を充実させるよう努めていきます。

子どもや家庭の状況に応じ、妊娠・出産期から切れ目のない支援が受けられるよう、地域子ども・子育て支援事業を実施します。

子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげるため、子どもや家庭の状況に応じ、子育ての安心感や充実感を得られるような親同士の交流の場づくり、子育て相談や情報提供等の支援を行います。

(4) 認定こども園・保育所と小学校等との連携の推進

子どもの発達や学びの連続性を踏まえた幼児期の保育は、その後の学校教育の基盤を培う重要なものであることから、認定こども園等は幼児期の保育環境の充実を図るとともに、小学校等と連携し、円滑な小学校教育へつなげるよう努めていきます。

7. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

(1) 適切な給付の推進

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や手続き等の利便性にも配慮しながら、公正かつ適正な給付に努めます。

(2) 都道府県との連携の方策

特定子ども・子育て支援施設の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使に関して、円滑に制度を推進するため必要に応じて北海道との連携を図ります。

北海道との連携においては、北海道に対して施設や運営者等の連携に必要な情報提供を行うとともに、立ち入り調査や是正指導等が必要となった場合には北海道に協力を要請し、適切な対応を行います。

第7章 計画の推進

1. 推進体制

この計画では、主に就学前児童の学校教育・保育、地域の子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容とその時期を計画しました。

計画の推進にあたっては、教育・保育事業への町民のニーズに応じていくため、必要な事業の量の確保、多様化について質の向上に努めます。

また、関係課・局、関係機関・団体等、企業、地域、民間子ども・子育て支援事業者と連携しながら、地域社会全体の取組として総合的・効果的な取組を進めます。

2. 情報提供・相談対応体制の充実

子どもの教育・子育てに係る相談や情報提供等をワンストップで総合的に行うため、新たに設置される「子育て世代包括支援センター」と「地域子育て支援拠点事業」の連携体制を構築します。

また、保健・医療分野との連携を深め、若いうちからの健康意識の醸成と安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めます。

さらに、町広報紙やホームページ等の広報媒体を活用し、次世代育成、子ども・子育て支援に係る情報提供と啓発、この計画の実施状況の周知等を行い、広く町民の理解と協力を得ながら取組を進めます。

3. 計画の点検・評価・改善

(1) 計画の点検・評価と見直し

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、毎年度の進捗状況・成果を点検するとともに、せたな町子ども・子育て会議で協議しながら、計画の着実な推進を図ります。なお、状況の変更等により計画の見直しの必要が生じたときには、せたな町子ども・子育て会議で協議の上、見直しを行うことができることとします。

(2) 計画の公表、町民意見の反映

ホームページなどを活用し、本計画に基づく取組や事業の進捗状況を広く公表していくことで、町民への浸透を図ります。また、機会をとらえて町民意見を把握し、町民目線を活かした施策・事業の推進を図ります。

資料編

せたな町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、せたな町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、法第77条第1項各号に掲げる次の事務を処理する。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、法第31条第2項に規定する事項を処理すること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、法第43条第3項に規定する事項を処理すること。
- (3) 子ども・子育て支援事業計画に関し、法第61条第7項に規定する事項を処理すること。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

(組織)

第3条 会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 法第6条第2項に規定する保護者
- (2) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総括し、会務の議長となる。

4 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後の最初にかかれる会議は、町長がこれを招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会議は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見又は状況説明を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、町民児童課において処理する。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年1月1日から施行する。

第2期せたな町子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月発行

発行・編集 せたな町
住 所 〒049-4592
北海道久遠郡せたな町北檜山区徳島 63 番地 1
電 話 0137-84-5111 (代表)
FAX 0137-84-6833